

大蔵委員会議録 第二十五号

昭和四十七年五月十日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

奥田 敬和君

倉成 正君

中川 一郎君

坊 秀男君

村田敬次郎君

吉田 重延君

阿部 助哉君

藤田 高敏君

山中 吾郎君

二見 伸明君

小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

大蔵省國際金融

局長

厚生省兒童家庭

局長

大蔵省理財局次

長

国税庁直税部長

国税庁間税部長

大蔵委員会調査

室長

委員の異動
五月十日

辭任

渡部 通子君

同日

辭任

二見 伸明君

補欠選任

二見 伸明君

補欠選任

渡部 通子君

本日

の會議に付した案件

連合審査會開會申し入れに関する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

三三三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

四四四号)

○齋藤委員長 これより會議を開きます。

この際、連合審査會開會申し入れの件について

おはかりいたします。

目下社會労働委員會において審査中の健康保險

法及び厚生保險特別會計法の一部を改正する法律

案について、社會労働委員會に連合審査會の開會

を申し入れたいと存じますが、これに御異議あり

ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、連合審査會の開會日時等につきまして

は、委員長間で協議の上、公報をもってお知らせ

いたします。

○齋藤委員長 所得税法の一部を改正する法律

案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税

法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題

とし、質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、午前中大臣の御出席がありま

せんで、私は、法律關係の案件だけに付きまし

て、それから石油ガス税だけに付きましては質問さ

せていただき、残余の問題につきましては大臣の

出席を得て質問をさせていただきます。

最初に、今回提案になっております所得税法第

二条三十一号の問題であります。今回の三十一号

の改正は、これまでの法律にかえて「寡婦 次

に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。イ

夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をして

いない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で

定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計

を一にする親族で政令で定めるものを有するも

の」ロとして「イに掲げる者のほか、夫と死別し

た後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかで

ない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額

が百五十万円以下であるもの」こういふふうな部

分の改正であります。

そこでちょっとお伺いをしたいのですが、

寡婦に対してこの控除をやるという基本的な考え

方は何に基づいておられるのか、最初にお伺いを

いたします。

○高木(文)政府委員 寡婦控除の制度は戦後昭和

二十五、六年にスタートした制度でございますが

が、その当時戦争によって夫を失ったいわゆる戦

争未亡人が、家に残された老人なり子供たちなり

をかかえながら一家の大黒柱として所得を稼得を

していかうという場合には、通常の場合に比べまし

てそれなりにいろいろ追加的費用を要するであ

ろうという費用の点に着目をして設けられたとい

う経緯でございます。その後二十年たちまして、

したがって現在ではいわゆる戦争未亡人という方

の数がだいぶ減ってまいったわけでございませ

が、最近に至りまして、また交通事故等によって

突然夫を失う、そして子供をかかえていかなけれ

ばならないというふうな家庭が増加するというよ

うなことで、新たな問題が生じているわけでござ

います。今回の改正につきましては、従来の考え

方ではその費用という点に着目しておいた關係が

ありましたことから、この寡婦控除の適用の条件

としてあくまで扶養親族があるという場合だけを

前提にしておいたわけでございしますが、そうしま

すとその扶養親族が幸いに一人前になって果

立っていくというときには、扶養控除が適用にな

らなくなると同時に、その瞬間にまた寡婦控除も

適用にならなくなるといふ事例が非常に多くな

てまいりました。そうかといつて、母親としては

直ちにそれでは子供の世話になって生活するとい

うか、子供に対して支出してきた経費を子供から

また取り戻すというわけにもなかなかいかない

ということ、そのショックが非常に大きいという

ことから、子供があるなしという条件にす

ることについて、ここ数年非常に問題があった

わけでございします。

しかし、私どもは、ここ数年来そういう御要請

が強かったのでありますけれども、それについて

実はなかなかたくなに従来の考え方を守ってきた

わけでございしますが、それはただいま御説明いた

しましたように、従来の考え方が追加的費用を要

するということに基づいていたからでございます

が、今回、だんだん一般的に福祉優先といいま

す。今、そういう見地、世の中のもの考え方、必

ず変わってくるということも考えに入れます。必

ずしも扶養家族があるなしということを考えない

で、そういうふうな考え方、それ以外にいろいろと扶

養親族のあるなしにかかわらず、負担もあるとい

うこともありますが、さらにそういう家計につ

いての配慮という、いわば若干社会福祉的な考慮も

入れている制度に切りかえていったらどうかとい

う考え方になってきたわけでございします。

○堀委員　これは開会をしてもらったのですが、政務次官が出席してないのはどういうわけですか。

○齋藤委員長 来ておったのですが、ちょっと行ったので、いますぐ呼びます。

○堀委員 基本的な話をしているので、では来るまでちょっと待ちます。――政務次官、実はいま御不在中でしたが、今度の所得税法改正の第二条の三十一号の寡婦控除の問題についていま論議をしているわけです。そこで、いま主税局長の答弁によりますと、従前のこの寡婦控除というのは、夫をなくしたことによって扶養親族がある、それに対する追加的費用に着目をして控除を考えてきた、しかし、最近の諸情勢から家計についての配慮も必要であるし、社会福祉的な考慮をすることによって今回の改正を行なうことにした、こういうふうな答弁がいまあったわけであります。

そこで、今度の法律改正がこれまでとちよつと違ふところが一点あるわけです。それは三十一号のイのはうは「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者」とここに寡婦の定義を三つあげておるわけです。ところがロのはうでは「イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの」この「政令で定める」というところがちよつと私ものはつきりしないので聞きますが、要するに今度はここで夫と離婚後婚姻していない者というのは排除されておる。寡婦というものの概念なんですけれども、最近のいろいろな社会情勢の変革というもの、の土台の上に、さらに家計についての配慮とか社会福祉的考慮というものを頭に置いての処理だろうと思ふのですね。——何か私のいま言っていることにあれがありますか。今度のは、いまの前段は三つだのに後段は二つにしぼって、離婚をして後婚姻をしてない寡婦を排除しておるでしょう、ロのはうは。ちよつとそこから尋ねていきましよう。

○高木(文)政府委員　イのほうはいわゆる生別、死別というのを結局全部含めております。ロのほうは死別だけということで、生別というのは入っていない。そこにイとロの区別があるということです。であります。

○堀委員 私がいま言っておるとおりなんです。そこで、後段のはうであなたは家計についての配慮とか社会福祉的な考慮、こう言われたのですけれども、今日の状況で見ますと、婚姻が相当長期にわたっている人の離婚というのが最近非常にふえておるわけです。婚姻期間十五年、二十年にわたって結婚しておったけれども、その後夫が社会的あるいは経済的地位ができたためにいろいろ問題が起きて離婚したという人が実際にはたくさんあるわけです。新しい社会的風潮としてそういう情勢が非常にふえてきておる。そういう場合に、それでは夫が子供を引き取っておるかというのと必ずしもそうではなくて、妻のほうが引き取っておる例もかなり多いし、同時にそういうことで残された妻と死別して残された妻とが法律上、税制上差別をされなければならぬ積極的理由があるとすれば、それを答えてもらいたい。

○高木(文)政府委員 今回の改正のときに一番問題になった点の一つでございます。従来は、要するに子供をかかえておって経費が非常にかかるということとで、かなり明確であつたわけでございますが、今度は子供があるなしということを必ずしも条件にしないというところで、子供がなくても未亡人であればということにしますと、ただいま御指摘のように生別の場合と死別の場合とにおいて区別をする必要があるかどうかという問題が一つと、それから、実はこれは寡婦という概念からは全く離れてまいりますのですが、社会的に非常に問題がありますのは、全然結婚の経験がない婦人という、つまり何といいますが、オールドミスということばがよくありますが、結婚の機会のなかった婦人で、それでかなりの年齢に達しておる、しかし社会的には高齢に達してさびしい思いで暮らしておるという人がいる。そういう各種の

環境のいわば孤独の御婦人というのを並べた場合に、どこにどういふふうに差を求めるか、同一視すべきかという点が非常に問題になったわけでございます。ある意味では、扶養親族があるなしというところが一つの基本的な非常に大きな段差のあるところであるけれども、そこをひとつ離れますと、いままさに御指摘のように生別か死別かというところでそれほど差があるだろうかという問題があり、さらに言ってみれば戦争というようなことがあって、非常に多人数の結婚の経験のないかたりの年輩の方がどんどんふえておるといふ現状

からいたしまして、そこにも一つ問題がありはしないか。そういう方が中年になり、老年期を控えて、所得者はかなり大ぜいおるものですから、そこにかつて結婚をし、そしてしかも死別をしたというところで線を引くことがどうかというあたりについては確かに議論がございまして、率直に申し上げて私どももたいへん悩んだわけでございします。

そこで、まあ結論としてこのところで線を引くといひますか、死別ということに限定をいたしましたのは、従来の寡婦の概念が、扶養親族をかかえて非常に生活に困つておるといふところからスタートをして、しかしさうながらそれが子供が育つて、そして先ほども説明申し上げましたように、一挙に扶養家族でなくなると同時に寡婦控除が飛ぶといふことによるショックといふ問題が、当面非常に問題であつたといふ、問題の提起がそこから起こつてまいりましたこととの関係上、とりあえずはその子供さんが成長したといふことから直ちに寡婦控除を飛ばすといふのはどうかといふあたりに現実的な解決を求めてはどうかといふことでありまして、ただいまの御指摘の点を基本的にいろいろ議論してまいりますと、確かに問題があらうかと思つております。

○堀委員 これは一つの寡婦控除というものの思想ですが、ものの考え方は、いまあなたが後段でおっしゃったように、要するに三つの項目を掲げて、生別であろうと死別であろうと生死不明であ

ろうと、扶養家族のある寡婦について配慮をしてきたというのがこれまでの沿革ですね。ですから、その限りにおいては、扶養家族のある寡婦には生別、死別を前段で区別しなかったのですね。はつきりしているわけですよ。そうすると今度の問題は、いまあなたが後段で触れられたように、自分たちが生別、死別にかかわらず扶養家族があつて扶養控除があつたものが、みんな一人前になつたとたんに、あなたが言われるように寡婦控除も扶養控除もなくなつて条件が変わるというのは、生別と死別に区別ないじゃないですか。

私は、大蔵省というのは筋を通してものを考える、特に税制こそ筋をたてまゑにしなければならぬと思つていゝのですよ。そうしたら、そういうものの考え方の経緯の中から出てきた新しい立法で、ここで生別を排除するというのは、これは筋にならぬじゃないですか。これはおかしいですよ、どう考へてみても。だから、これはあなた方の発想の土台を、経緯をずっと追っていくならば、当然この中に一項、イと同じ条件を挿入するのでなければ、思想的混乱ですよ。税の上でこのやうな不公平な取り扱いをすることは、私は納得できないですよ、どう考へてみても。あなたのいまの答弁で、オールドミスなんというものはこの問題と全然關係がないですよ。初めから寡婦でも何でもないんだから……。

○高木(文)政府委員　イで確かにおっしゃるよう
に生別と死別とに関係なく、扶養家族を持つてお
られて働いておられる寡婦の方が従来から寡婦控
除の対象になっていたことは御指摘のとおりであ
ります。それから、私の説明が不十分でございま
したが、その扶養親族が一人前になった場合に、
生別であろうと死別であろうと扶養控除と寡婦控
除が一挙に飛ぶということもまさに御指摘のと
おりで、その点は私の説明が若干不十分でござい
ました。

ただその場合に、一挙に寡婦控除と扶養控除とが飛ぶということについて、それが非常に気の毒ではないか、長年の間御苦勞になってやってこら

れた、それが御子息が成長したそのときに、現在の制度でいいますと十四万円の扶養控除のほかさらに寡婦控除が飛ぶとかなり所得計算上影響が出ますので、それは気の毒じゃないかという一種の同情論といえますが、その議論の過程におきまして、やはり長年の間戦争等によって非常に不幸な目にあって子供さんを育ててこられた未亡人の立場というものがきわめて強く強調されたわけでございます。いまちょうどそのくらいの階層の方が多いいので、そこでそういうことになったわけでありまして、あるいは論理的には御指摘のように、生別死別を問わずお子さんがあればイのほうで入っておったわけですから、そういう意味からいって、口について生別死別と区別する。そこにあるいは問題があるかもしれませんが、問題があるかもしれませんが、そのようにいろいろ議論の過程において現在御提案申し上げておりますような形に落ちつきました経緯といたしましては、やはり何といいましてもいままでのイの対象の中心でありました戦争未亡人というものを頭に置いての議論であった関係でございます。

○堀委員 あなた、お子さんが何歳か知りませんが、昭和二十年八月十五日まで戦争をした人というのは、昭和二十年八月十五日で戦死した人ではない、戦争未亡人じゃないのです。よろしくごさい。いま現在、昭和二十年八月十五日に生まれた子供は何歳になっておられると思われませんか。いまちょうどその時期だと言われるけれども、私はいまはそんな時期じゃないと思うのです。その時期はもっと前にあったはずで、最後に生まれた子供が二十年八月十五日だ。それが扶養控除の適用がはじまる時期というのは一体いつですか。

○高木(文)政府委員 厚生省の調査によります「中高年齢層の婦人の実態」という調べがございますが、その中で全国で……

○堀委員 けっこうです。もうちょっと私から申

し上げます。そんな間接統計なんかでものにならないですよ。

具体的に言いますと、私の長女は昭和二十三年の九月に生まれていまして、それがすでに昨年の三月に大学を卒業しておられるわけですね。大学を卒業したらもう扶養家族にならないですね。昭和二十三年の九月に生まれた子供が昨年の三月にすでに扶養控除になっていない。昭和二十年を見ればこの間三年あるわけですから、昭和四十三年の三月には、男の子であれ女の子であれ、大学まで行ったとしても、昭和四十三年までにすでに戦争未亡人とあなたが言われる大宗をなしておるものは、実はもうこの関係にないのです。いま昭和四十七年ですから、昭和四十三年以降そういうものがあるはずがないのに、四年たった今日、その大宗をなしておるものが戦争未亡人だ、それによってこれがこういふふうになったなんて、全然あなた論議にならぬじゃないですか。いまの厚生省の統計なんてそのこと事態参考にならぬですよ。

○高木(文)政府委員 私が申し上げたいのは、実は戦争未亡人と申し上げたのは非常にまた表現が悪かったのをごさいます。寡婦控除の適用対象者の、どういふわけで寡婦になられたかという理由については税のほうではそれは調べておりませんのでわかりませんが、推定されるところでは、戦後の病死者が非常に多いところがございます。現在寡婦控除の対象になっておられる方々の寡婦になった理由としては、戦争によって直接そこで戦死をされた方よりは、戦後、たとえばあのころ結核が非常に流行したとか、そういうことも含めて、戦病死というよりはいわゆる病死により寡婦になられた者の数が非常に多いようございまして、そのような事情も最近において、現行制度のままでありますという、急激に寡婦控除の適用者が減ることになるといふことのようにございまして、その点おわびをして先ほどの説明を訂正いたします。

○堀委員 主税局長、法案を出しているから、何

とかつじつまを合わせるために答弁しておられると思うので、お気の毒なんですけれども、ここで私、質問をやめます。これはもう私の申し上げておることが筋道だと私は思う。法律というものは過去を向いて法律をきめるんじゃないですよ。これから将来に向かって社会的変革に対応できるように法律をきめるんじゃないですか。過去にあったこと、何年に肺結核が多かったから、それは戦後に食糧事情が悪かったので肺結核が多かったことは当然だと思えます。死別者が多かったことはお気の毒なことでは私もよくわかります。だから私は、死別者をどうしろと言っているんじゃないのです。寡婦としておられて、扶養家族がある人の立場というのは死別であれ生別であれ、さっきあなたが前段で触れられたように追加的費用に着目をしたという以上は、私はこれは同一のレベルで見たと思うからそういう法律構成になっていると思うのです。しかし、イの場合は、その追加的費用は今度は家計による配慮とか社会福祉的な考慮を入れて、寡婦控除と扶養控除が一べんになくることが適当でないから、新たな制度を設けたというのなら、論理的にどう考えても、ここで生別したものを排除する理由はない。実はどう考えてもないのです。ないから、これはあとでひとつ与党の皆さんと御相談をいたしますけれども、どうしてもこれは口の中にイと同じような措置を加えるのではなければ、私も納得をさせるような説明はできないと思えます。政務次官、この問題についていかがでしょうか。私は、私の申し上げておることが決して無理なことを言っているとは思わない、いまの主税局長が考えた発想をそのまま追っていくれば、私の申し上げておるようなことにならざるを得ない、こう思うのであります。ひとつ政務次官の御見解を承りたいと思えます。

○田中(六)政府委員 論理的には確かに堀委員の言う面もあると思えます。

○高木(文)政府委員 多少補足して申し上げます。私どもも死別と生別とを区別するのは非常にむ

ずかしいのではないかと議論をいたしたわけでありまして、率直に申しまして、私どもは現在こういう法律制度として案を決定して御討議願っておるわけでありまして、審議の過程のことを申し上げておるわけでありまして、その過程の段階では、死別と生別を区別することは非常にむずかしいのではないかと議論をいろいろいたしました。そのときにあった議論をいたしましては、死別をして、その場合には大体奥さんがとつぎ先のほうで、とつぎ先の家の人として子供を育て、とつぎ先の親ごさんたちのめんどろを見、そうしてまたとつぎ先の家の人を守っていくという環境に置かれていのが大部分だ。これは最近の社会情勢等からいいますと、必ずしもそうではない場合もあるかと思えますけれども、しかし都会と農村でもまた事情が違ふだろうと思えますけれども、確かに死別の場合と協議離婚等、生別の場合とはだいぶ事情が違つて、死別の場合には結婚にそのまま残つて、そのまま、いわば古いことにはなるかもしれませんが、家を守るといいますか、先方のとつぎ先の家を守つて、遺牌を守つて、子供を守つてと、こういう環境にある。それと生別の場合には、いろいろな事情で生別ということが起こりましようから、その生別になった場合に、その御婦人がその後どういふ環境であるかはいろいろありましようけれども、死別の場合と生別の場合との婦人のポジションというものは、かなり違ふのではないかと、こういふことがいろいろ言われたわけでございます。そこをどう考えるかが一つの問題でありまして、私も死別と生別には若干のニュアンスの相違があるかなということをお考えのところでございまして。

○堀委員 いま言われたことは、新憲法下の発想としてたいへん問題があると私は思うのです。いまのあなたの発想は、いまの新憲法下で家を守るとか、そんなことがあなた通用するんですか。これは重大な発言ですよ、高木さん。それは、いまの部分については取り消してもらったほうがいい

です。ね。ほんとうにこれはたいへんなことです。

それから、あなたは老人のめんどろを見ると言われましてね。婚家において老人のめんどろを見る。老人は今度あなた方は新たに老人扶養というものをつくって、老人というものはファミリーを与えることにしておるじゃありませんか。老人を見ておたら扶養家族は残っておるはずじゃありませんか。あなたの言っている前段の場合は、子供たちを扶養したとか、これが成人になって扶養控除がなくなる。その場合に寡婦控除がなくなるという話をあなたは前段でしているじゃありませんか。それが基本なんですよ。いまの話はこじつけですよ。家を守るとか、老人をめんどろ見るなんというところは。老人をめんどろ見ておれば扶養控除が残っておるはずですから、寡婦控除も扶養控除も残るはずですよ。ロの場合に該当しないはずですよ。だから、この問題はあなたが答弁されればされるほどおかしいことになるわけで、そんなことが議論の対象になったんでは、私は主税局の税制に対する議論の中心について信頼が持てないのです。もう少し大蔵省は大蔵省らしく、主税局は主税局らしくやってもらいたいです。これは非常に重大な問題ですから。戦後の新憲法の考え方は、結婚というのを家を継いだり守ることになっていないんじゃないですか。どうですか、ひとつ明快に答弁してください。

○高木(文)政府委員 家というのは、いま申し上げたのは民法の上における家という概念ではなくして事実上の家という意味でございます。もちろん旧憲法下におきます家という概念で申し上げているのではなくて、実際問題としてうちといった方がいいかもしれません、どちらのうちにいるかということでございます。その場合に問題は、生別と死別によりまして、一ぺんつがれて別れた婦人の地位というものが全く同一だというふうには考えられないか、あるいはやはり死別の場合には社会環境として非常に違った環境に置かれてあるというふうに考えるべきなのかという問題と

していろいろ御意見がありますけれども、私どもは違った環境に置かれてある場合が多いと判断したわけであります。

○堀委員 それなら前段のほうがおかしいんじゃないですか。いまあなたが言われたような論理構成ならイのほうで三つ並べていることがおかしいんじゃないですか、そう言われると。生別と死別を区別するのがたまたまと言われるなら、これまで昭和二十四年以来今日まで行なわれておった旧法三十一号「寡婦」次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものという。イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者。ロ 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの。こういふ法律の規定があったのは、この間に差別を設けないからこういふ法律の規定があったのじゃないか。二十四年以来今日まで二十三年間その法律がそのままで生きてきたということから、いまのあなたの論理構成は全然成り立たないのです。私はもうそういう議論をしたくないんです。時間がむだだから。この問題についてはこれで終わります。一応この問題は与党の皆さんと話し合せて、税法としては筋の通った税法として改定修正をしてもらいたいと思います。

その次は三十四の二であります。

三十四の二に老人扶養親族として「扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないもの」を老人扶養親族とするという新たな項目を設けることになったようであります。そこでこの場合に、老人の問題でありますけれども、老人というものを一括してここで扶養親族と規定しておるわけですが、私が前段でさっき申し上げたように、法律というものは今日の時点から将来に向けてものを見ながら当然制定されるべきものでありますから、今後の老人家族の実態というものを考えると、私は老人というのが扶養家族、いわゆるさっきの家庭ですが、同一家庭内に扶養家族とある場合と、それから別居家族で、しかし全

部費用は子供が持つという扶養老人と、二つ扶養老人というのがあると思うのです。これからは当然核家族が進行すればするほどそういうものが起きてくるんじゃないか。そうすると、せっかくなので扶養老人の控除というものを考えるときに、さっきの追加的費用に着目するならば、この中身は同居の扶養老人親族と別居の老人扶養親族というものを分けて考えていかるべきではないだろうか。追加的費用が多くなるのは、老人がもし生きておるとするならば、その別居をしてる老人に對して仕送りをするほうが老人が同一家族内で生活をしてる者よりも追加的費用が多くなる、こう思うのです。これらの点については、この問題をせつかくここで取り上げるのですから、――將來に對しては、私はそういう方向が多いのじゃないかと思うのです。――老人は児童家庭局じゃないんですか、社会局ですか。

○松下政府委員 社会局でございます。

○堀委員 今後の日本のいろいろな家族構成状態等を見ると、外国では老人夫婦がスーブのさめな距離に暮らしておるのいいといわれているというところで、実は私自身も両親と別個に暮らしておるわけです。父はいま満九十二歳になつております。私は長男ですけれども初めから別個に暮らしておる。だんだんそういう家族というのはふえてくるのじゃないかと思うのですが、やはり別個に生活をしてる者と同一家族として同居をしてる者とはだいぶ費用に差がある。これは常識でわかることなんで、この点に着目するならば、追加的費用の面ではいまの老人扶養親族の問題も少し実態に即した考え方を取り入れて、このようになすべし一からけの処置でなしに考慮するのが相当じゃないのか、こういうふうにおもうのです。これは技術論じやありませんから政務次官、いまの私の問題提起どうですか、これは一般常識論の話ですが……。

○田中(六)政府委員 今回そういう区別はいたしておりませんが、考えの中にそういう考えは浮かぶと思ひます。

○高木(文)政府委員 老人の場合に限らず、最近の問題の一つとして、本人と扶養家族が別に暮らすという場合がいろいろありまして、企業によつていわゆる別居手当というふうなものを出しているところもあります。出していないところもあります。それを税のほうでも何か考えたかどうかという問題がございます。費用論として議論してまいりますと、確かに夫婦と子供が一緒に暮らしている場合と勤務の都合あるいは子供の教育等の都合からやむを得ず別に暮らしている場合では費用が別にかかるといふことがあつておると思います。お年寄りとしてれば一緒に暮らすことが望ましいと思ひますけれども、いろいろな事情で許さない場合がある。よつて別居になつておる。よつて費用がよけいにかかるという場合どうするかというお話につきましては、費用論としてはいま私がちよつと触れました本人と妻、子供等の関係の場合と同様にそういう問題はあり得ることだと思つております。ただ現在のところでは、扶養控除の制度につきましても、別居なるがゆゑに扶養控除を拡大するということはいまの段階では別に考えていないわけでありまして、そこまできまかいたすことにつきましては、これはかねがねいろいろ御議論もあるところと思ひますが、私どもとしては非常に制度が複雑になるといふことで、なるべく複雑にしたいくないといふこともあつてそこまではいま見込んでないわけでございますので、ただいま御指摘の点もいま申し上つたようなことと関連した問題として今後の検討の課題になるうかと思つております。

○堀委員 この問題は今後の新しい問題です。から、いま直ちに修正をしなくてかんとかというつもりはない。ないですけれども、いまこの問題にお触れになつた中で、一般的扶養家族、要するに子供の就学のために東京なら東京へ行つておるから追加費用がかかるというの、現段階ではそこまですべて扶養家族の問題で見る必要がないのじゃないかと私は思つておるのです、その人たちの地

元にも大学があるのだけれども東京へやっていると問題があるでしょうから。

しかし年寄りの世代と次の世代が一緒に暮らすかどうかという問題は、今後の家族生活の中では非常にむずかしい問題になっているわけですね。私は別居するのが正しいと思っているのです。年をとった人たちの世代感覚、生活環境いろいろ問題とその次の世代との問題とはいろいろ違うんですね。実際に言う。今日私の父が健康で満九十二歳までも長生きをしておられる理由の一つの中には、別居生活によっているにわずらわされることなく、老人は老人のペースでずっと生活をやってきたということが非常に役立っているとおっしゃれば、要するに西歐個人主義的な概念で、言わねば、要するに西歐個人主義的な概念で、おまえたちはおまえたちの生活をやれ、われわれはわれわれの生活をやる、こういう考えがあったからこうなっておられるわけですが、私は、この考え方はだんだん広く行き渡るし、そのことが家庭内におけるトラブルを避けて、しかし老人たちに対してそれなりの配慮もできるということになっていくとするならば、老人の問題というのは、そういう意味での扶養家族の取り扱い上の問題とは別個の問題だと思っているのです。特に今後老人問題というのは——厚生省では社会局ですが、社会局にきていただけじゃなかったのですが、私どもの今後当面する問題の中で非常に重要な問題というの、私は老人に対する政策だと思ふ。今後非常に急速に老人はふえてくるわけですし、老人が非常にふえてくる中で、やはり老人の問題については少しきめのこまかい政策が当然税制の中でも配慮されてしかるべきじゃないか、こういうふうには私は思ふわけでありまして。

そこで、この老人扶養親族を設けてもらったのは非常にいいのですけれども、これは十六万円の控除になるわけですね。これは上限が、基礎控除、配偶者控除がいま二十万円ですから、それを上回るのはいかかという点については私もそれなりに考えますが、一般扶養控除が十四万円、配偶者控除、基礎控除が二十万円とするならば、私は、

やはり老人問題をもう少し真剣に考えるという点では、十六万円ではなくて十八万円の老人扶養親族控除であってもよかったのではないかと、要するに一般の扶養者のほうに近づけるのではなくて、できるならば配偶者控除、基礎控除の上のほうに近づいた位置に置いても、私は、老人に対するフェーバーとしては相当ではないのか、こういう気持ちがあるわけですね。たいへんこまかい話になりますけれども、ですから、これらについてはいま直ちにこの段階で修正しないというのを私は提案しませんけれども、来年度の税制改正においては十分これらの問題を配慮してもらって、老人扶養親族という項目を新たに設けた以上、その設けた趣旨が実際にまた将来に向かって生きてくるような制度として、来年度の税制改正の際にひとつ十分これは検討してもらいたい、こう考えるわけでありまして。政務次官、いかがでございますでしょうか。

○田中(六)政府委員 堀委員が御指摘のように、基礎控除、配偶者控除は二十万円ですし、それ以外の控除でいま最高の控除額になっているのが特別障害者控除十六万円、そういうようなものを勘案しますと、この程度でいいんじゃないかというのがわれわれの考えで、将来また十分考える余地はあると思ひます。

○堀委員 その次に、今度の改正の中で、所得税法第二百三十二条財産債務明細書の提出というのが設けられておりまして、これがこれまでは年所得一千万円でありましたものを二千万円をこえる場合に改めたいというのが法律の改正趣旨のようでありまして。

そこで、この問題について少しお伺いをしたいのでありますけれども、この財産債務明細書が提出をされて、これが一体どのように活用されておるのか、これについての何らかの統計資料その他関連した資料等が現在あるのかどうか、ちょっと国税庁にお伺いをいたします。

○江口説明員 実は財産債務明細書につきまして、は特に報告を求めておりません。したがって、い

まのところ手元に統計的なものがございせんが、私、四十一年に所得税課長をやっておりますときに、納税の数が非常にふえる、ふえる中で税務職員の数にはふえない、したがって効率的な仕事をやる必要があるというところが一点、それから高所得者、いわゆる大口資産家等につきましましては継続管理をする必要がある、こういう観念で、運営要領でこの財産債務明細書を確実にとるようというふうな指示をいたしまして、各局におもむいて事務視閲の段階で実態を見てきたことがございまして。たしか私の記憶では、三十三年にこの制度が復活いたしました、三十年代では、私、当時回りまして聞いた状況では、当時も一千万をこえる場合という提出義務の時期でございまして、が、大体半数程度出ているというのが私の実感でございまして。問題になりますのは、すでに数年前から、当時はまだ公示の限度額が低かったわけ

でございまして、公示の限度額とは直接関係してございせんけれども、おおむね公示の限度額以上になる者で、特に一千万というものであれば、三十年代には大口資産家であり、また大口の所得者であるといったような感じが強かったものですが、特に財産債務明細書については十分にこれを確保する、しかもそれに基づいて大口資産者の継続管理をするということ強く求めまして、最近では、これも統計がないので想像の域を脱しないかもしれないんですが、その後運営要領で強い指示をされた後の事務視閲によりまして、おおむね提出をされておる。それからなお、確定申告のときまで提出を求めるわけでございますが、その直後に申告審理の作業をいたします。その段階でも特に大口の者につきまして未提出の分については提出の勧奨をしておるということでございます。

それから、活用状況でございますが、特に大口の資産家あるいは大口の所得者につきましては財産の移動がかなり広範囲に行なわれる。またひんぱんに行なわれるというのが実態でございまして、したがって、財産の移動状況を調べるためには、どうしてもこうしたものを確保する必要がありますが、

るといふことで、財産の移動状況によりまして所得の存在を確認する、あるいは御本人にとりましては、確定申告の際に有力な資料にもなるということにもなるわけでございます。なお、それらの資産につきましましては、運用所得がございまして、たとえば株式あるいは利子所得もございまして、あるいは不動産所得等が最近特に目立っておりますので、これらのために申告審理の段階で十分に活用するというところで継続管理をしております。

ただ、地域的に申し上げますと、東京等の場合は、四十五年の統計でございまして、七万八千ほどの該当者がございまして、そのうちの約半数が東京に集中しております。したがって東京の場合には、一千万以上でございましてけれども、実務的には大体二千万以上を主として継続管理しております、こういう状況でございまして。

なお、補足いたしますと、提出の状況につきまして新たに一千万をこえるクラスになった方々につきましましては、こういう規定があることについて不知の場合が多ございまして、したがってこれらは確定申告のとき、あるいはその直後の申告審理のときに提出の態度をする。なかなかこれが実行されないという悩みが実はございまして。しかし新たに一千万以上の方になられた場合でございまして、二年目、三年目には必ず出しておられるというふうには、われわれは現地の調査で確認してございまして。

○堀委員 実はいまの御報告の程度だとすると想像しておったのですが、税法で規定をして、提出を求めるということになったものが、いまのあれなら罰則も何もありませんから、出さなければ出さないでいいんだ、出した者が損する、といいますが、正直者がばかを見るようなことにならるのじゃないかと思うのです。これが出ていなければ、いままあなたのおっしゃったように、要するに継続管理はできないのです。その点では納税者の側からすれば、出さないほうが所得把握の面でもたいへん都合がいいと思うのです。

だから、こういう制度を設けた以上、正直者がばかを見て税金をきちんと取られて、ずるをする者は何もとがめられないで、結局税金が多少でもごまかしがきくなんというのを、税法に書いておいて認めておるなんというところは、私は少し問題があるという気がするのです。だからこういう制度を置く以上は、私、二千万でも三千万でもそれはいいですよ。今度二千万にするのを私ちょっと反対するつもりはございませんけれども、きめたらきちんとやらせて、同時にその資料を活用して、いまの目的が、おそらくそういう資産の増減その他にもならぬが、やはりこれはストックで見ると同時にそれがフローでどうなっているかというところを見ようということでしょうから、それを生かすようにしないならやめたほうがいいのです。置く以上は置くだけの目的をちゃんとやるのでなければ、納税者のほうからすればむだな手数料をかけさせられておったということになりかねないと思うのです。ですから、この点本年度はもうすでにできておりますからしかたありませんけれども、そんな重い罰則をつける必要はないけれども、何らか提出をしなさいという以上は、提出を義務づける何らかのものを担保する必要があるんじゃないか、こう思うのですが、それが第一点。

第二点は、率直に言うと、そうした形をとったものは少し有効に使ってもらいたいということですが。特にいまのように、あなたのところではこれは質問しても実態がわからないわけだ。要するにわれわれの手元には報告を徴しておりませんからわかりませんということでしょうから、率直に言うところの事案については質問にならないのです。だけれども、これは相続税との関係で、昨年、昭和四十六年度の相続税該当者は一体何人ありますか。

○高木文二政府委員 約二万五千でございます。それは被相続人のほうの数でございます。

○堀委員 もちろんこれはいま年所得が千万円ですから、相続税との関係でこれは必ずしもどうい

うふうになっているか私もよくわかりません。わかりませんけれども、少なくともこの二万五千人の中にはその三分の一か四分の一か私もわからないけれども、この財産債務明細書提出者が死亡したことに伴う財産の相続という問題があるだろうと思うのです。これらの問題について、それではそういう財産債務明細書が相続税の場合における調査と一体どういうふうになっておるのか、伺ってもちょっと答弁できないでしょう。できま

○江口説明員 相続税の場合には、金額がかなり大きなものを対象にすることに現在の事務体制がなっておりますので、この大口資産家のうちで、特に局によって多少の出入りがございますが、全国的に統一しておりますのは、資産の中で、負債は除きまして、純資産でもって、純資産といまは正味資産でもって五億円以上のもの、これは必ず継続的な管理をいたしております。それから地方によりましては、さらにそれを下回った分につきましても財産債務明細書だけではございせんけれども、ほかの登記資料、あるいは法人のほうからとりました株式の移動資料、その他ももちろん継続管理の資料として使っておるわけでございますが、おおむね五億円以上の資産家につきましては、これは必ず継続管理をするという体制になっております。

○堀委員 それはいままず財産債務明細書で出てきた財産が五億円以上ある者を継続管理しておる、こういうことですか。——そうじゃないに相続税というのは、要するに相続が起きたときに五億円というのをはかるのであつて、その前にはわからないわけですね、相続の場合には、どちらですか。要するに相続税対象ではなくて、いま私が申し上げたような財産債務明細書一つの資料として、五億円以上という線をその財産総額五億円というところで切つて、その上は継続管理しておる、こういう意味ですか。

○江口説明員 財産債務明細書一つの資料になつておるということで、ほかの資料も全部総合

して、所得、法人のほうから資産税担当部門のほうに配付した資料を総合してということでございます。

○堀委員 要するに私が申し上げたいことは、資料をとるのですから、資料をとると、せっかくとった資料はやはり生かして使ってもらわなければ制度をやめたほうがほんとうはいと私は思うのです。だからそういう意味では、少なくともこういうあれをとられたら、財産債務明細書で見るとどういう形になっているのだ、今度二千万円以上になれば、二千万円以上の所得者といふものは一体どういふ資産を持ち、どういふふうになつてい

るんだというふうな資料を私は当委員会に一回報告をいただきたいと思うですね、せっかくこういうものをとっている以上、やはり日本における高所得者といふものの実態といふものはどういふことかというところを、われわれは課税上の問題から見ても頭の中に置いておく必要があるし、特に相続税の問題はあとで触れるわけですが、私は私がかねてから水平的な相続は大いに減税しろと申し上げて、今日だいたいこれは具体化し、今回の相続税改正でもたいへん前進しておることを私は喜んでおるのですが、垂直的な相続は私はもっときびしくしたいと思うのです。いまの民主的な世の中で、言うならば継続的に、働かざる者食うべからずではないけれども、やはり働くことのなかから所得が稼得され、そのことによって生活を改善するというのが本来の形で、多額の遺産を相続して、その相続した遺産によってぬくぬくと暮らすなんというところは、本来今日の課題ではないのではないかと、こういうふうな考え方に私は立っています。要するに妻は夫とともにその財産を稼得するためにいろいろと努力したわけですから、その妻が夫の財産を引き継ぐときには、これはもうできるだけ少なく取つていいのではありませんか、今度垂直的にいくときにはかなりきびしく取つていいのではありませんか、いかにいうのが私の基本的な考え方なんです。

そうすると、その垂直的に取るのをいかように取るべきかということを考える際に、私はこれ

までの相続税で皆さん方が出していただいてる資料ではなくて、この財産債務明細書を完全に分析した資料を出していただければ、われわれは今後のあるべき相続税といふものをどういふふうにしたらいのかという問題の大きな端緒になるし、それは主税局が今後の相続税の税制を検討する際にも重要な資料になるんじゃないか、こう私は思うのです。さつき伺つたように、本庁には資料を徴取しておらぬというふうなことは、私はこの法律第二百三十二条、所得税法にこまですべて報告を求めるといふことにしておる意義が非常に少ないのではないかと、こう考えるのであります。この点についてはひとつ何らか提出を担保するような義務を課する一つの問題を、これは来年度の税制改正で検討しようと思いますが、ぜひひとつ取り上げていただきたいし、同時に本年度二千万円になった二千万円になったものについて、あるいは過去における提出資料が一体何%提出されておるか、所得階層別には一体どういふかっこうで提出されておるのだ、提出されたものについてはその分析は、土地を持っている者はどういふ状態だ、有価証券はどうだ、預金はどうか、おそらくこの中に犯罪の中でひっかかるものもあるでしょう。犯罪事件が起きたときには、その犯罪事件が起きたものの調査をすると同時に、いまの財産債務明細書と突き合わせてみれば、財産債務明細書といふものがどの程度の正確さを持っていたものであるかもわかるであらうし、同時にそれは相続税のときにあなたの方のほうで総合的に調査してみれば、財産債務明細書がはたして正しかったのか虚偽であったのかということもその際わかることであらうし、それから、やはりそのような各種の取り扱いを効率よく行なうことによつて、初めて所得税法第二百三十二条というものが設けられておる趣旨が生きてくるのではないかと、このように考えるのですが、政務次官、いかがでございますか。

○田中(六)政府委員 財産債務明細書、これはまず私どもとしては高額所得者に提出させるという

ことが第一でございまして、そのあとこれをどうするかという裏づけになることとございまして、まずこれを提出させる方向に指導して、その後、堀委員のおっしゃるようなことに具体的に入っていくというふうな考えです。

○高木(文)政府委員 いま堀委員からおっしゃいましたいろいろの御意見、全く私も同意見でございます。今回も、あるいは若干、単に金額限度を定めるというだけでなく、多少内容的に変わるかどうかということも検討いたしましたのですが、まず、まさに御指摘のように、制度がありまじう以上は正直者がばかを見るということにならないように、まず確実に出していただく。そうしてそれを国税庁、税務署のほうで十全に活用できるようにな体制を整備するということから始めたいという気持ちでございまして、最近国税庁の仕事のやり方が漸次重点主義になっておりますから、全体はそういう方向には動いておりますけれども、財産債務明細書の問題一つに限ってみてもまだまだ不十分でございまして、それを一方において整備しながら、制度的にも今後どういふふうにするべきか、その運用のしかたをにらみ合わせながらだんだんに進めてまいりたいというふうな考えでおります。

○堀委員 いま御両所の答弁でけっこうなんです、ただこれまでも結構資料があるわけですから、いまの提出率が一体何%だったのか、そういうようなことを合わせて、大綱的に所得階層別にはそれはどういふふうなことになるのか、そんなに正確なものじゃなくってけっこうですから、一ぺん過去に集まった資料の中で適当なところで精査していただいて、分析をつけて当委員会に提出をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

○江口説明員 従来のものが七万件をこえる件数でございますので……

○堀委員 抜き取りでけっこうです。

○江口説明員 さっそく検討させていただきますと思います。

○堀委員 七万もあるのですから、手数をかけるだけが能ではありませんから、適当なサンプルをとって、一ぺん資料として提出をしていただきたいと思います。

以上で所得税法を終わります、次は相続税法でございます。

相続税法は、さっき私がちょっと申し上げましたように、今回は配偶者についての配慮がさらに前進することになりました。私が予算委員会でのこの問題を取り上げて以来、漸次改善をされて今日に至ったことは、主税局の皆さん、たいへん御苦労であったと思うわけであります。ただ今度、この相続税法の改善の中で新たに障害者控除が設けられることになりました。私、これはたいへんけっこうなことだと思っておるわけであります。身体障害者その他の皆さんが家族にある人たちは、それこそさっきの追加費用が非常にかかるというところもあるし、家計上、生活上いろいろ配慮が必要とされることは私も当然だと思っております。そこで、ここでただちょっと普通の障害者が、法律を讀むと「相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円(その者が特別障害者である場合には、三万円)にその者が七十歳に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする)を乗じて算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する障害者とは、心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいい、同項に規定する特別障害者とは、同項の障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。三項もありますが、これは省略いたします。

これは私はたいへんけっこうなことだと思うの

ですが、一万円という額を算出した基礎は一体何か、これを御説明願いたいと思います。

○高木(文)政府委員 一万円という額は、そう正確に計算をして積み上げて金額を算出したものではないでございます。ただ、それではなぜ二万円ではなしに一万円にしたかという点を御説明いたしますと、養護施設であるとかいろいろの療養施設であるとかに入っておる方々、その方々の経費がどのくらいかかるかということを一参考にいたしました。それから普通の生活はどのくらいかかるか。この普通の生活というのをどうやって見るか。非常にむずかしいわけですが、一応たとえば生活保護基準というものを頭に置きながら見ました。その差額が、障害者の方がゆえにかかる経費ということで考えていくという考え方をとりまして、大体私どもの試算では月額にして一万円強というものがよけいにかかる経費として考えられるのではないかとこのように思われます。

一方現行制度でやると類似したものとして、未成年者控除という制度がございまして、この未成年者控除においては、税額控除でやはり一万円という制度があるわけですが、未成年者控除の場合の考え方、未成年者の場合に、養護施設等に入った場合にどのくらい経費がかかるかということと算定をしてみますと、これまたやや偶然でございまして、同じように月額一万円強よけいにかかるというふうな考えられます。普通に家庭にあっての場合と、施設に収容していただく場合とで月額一万円強かかるという関係があるかと思われまして。

そこで、基本の未成年者控除一万円という額が適当であるかどうかという問題が一つありますけれども、現行未成年者控除が一万円の税額控除になつていいますと、未成年者なるがゆえに、少年といえますか、未成年者が、かりにそういう施設に入ってお世話になるという場合にかかります経費、それから障害者がかかる場合にかかります経費等が、大ざっぱな計算で恐縮でございますが、大体似たようなところではないかというように

なところから、未成年者控除の控除額の一万円というところをベースに置いて、それにいわば右へならえしたという感じで一万円という額を出したわけでございます。なお、重度心身障害者についても大体同じように出したわけでございます。

○堀委員 相続税法による未成年者控除一万円というの、いつからですか。

○高木(文)政府委員 現行の未成年者控除の制度ができましたのは三十三年でございまして、そのときから一万円でございますが、その前に税額控除ではなしに遺産控除といいますが、税額をかける前の財産額から引いていた時代がずっと続いております、三十三年に切りかえす前は二万円であつたわけがあります。それを三十三年に切りかえすときに一万円にしたのですが、これはもし税率が五割であれば、財産からいままで二万円引いておつたのを税額で一万円にすれば合うわけでございますが、五割という非常に高い税率にしているのは非常におかしいわけで、そういう意味からいいますと、従来の二万円の遺産控除から税額控除に切りかえるについては、おそらく数千円の税額控除で、そのときに切りかえるだけの問題でよかったのではないかと思います、そういう端数をつけるのもどうかというところで、ただ一万円と置いたのだと思われまして。

そこで当時の一万円というのは比較的甘いというか、そういう感じになっておりました、実は未成年者控除そのものの制度についても、はたして三十三年から今日まで据え置きでいいのかどうかというのには議論がございまして、今度障害者控除を置きまして、未成年者控除を従来どおり一万円のままでいいかどうかということ自体も一応議論をしてみたいのでございまして、ちょうどいい機会でもありますので、場合によりましたら未成年者控除のほうも直すことを考える必要がありはせぬかということも考えたのでございまして、いろいろ試算してみますと、先ほど申しました、未成年者について家庭で普通に親ごさんが子供さんを養育していく場合と、施設に入れて養育して

いく場合とかかります経費との関係からいいますと、いまの平均税率で見まして、一万円くらいの税額控除でもまあまあのところにいるんじゃないかというふうに考えまして、未成年者控除の一万円を据え置き、それに障害者控除の一万円を見習った、こういうふうなところになっております。

○堀委員 ちよっと厚生省のほうに伺いますけれども、いまの障害者、未成年者はちよっと違うんですけれども、一体、家庭に置いておる場合と養護施設という話なんだけれども、私は、身体障害者であるといふの違いが大きいと思うんです、率直にいうと。だから、実際にもしこういうフューバーを与えるというのなら、いまこの未成年の問題もありますから、何段階かになるわけですが、まあ未成年をはずして、未成年であれ成年であれ、児であれ者であれ同じと考えて、家庭の中にそういう障害者があるということでは、いまかなりいろいろな追加的費用も必要であるし、ちよっと一万円というのとは考え方としては、施設に入ると入らないとの差は一万円ということのようだけれども、私はそのものの考え方からすると、施設に入る、入らないはちよっとあるけれども、それを含めていけば三段階で、健康な子供がいるとき、それが身体障害児であるとき、身体障害児でなおかつ施設に入れているとき、この三つを比べて、そして原点というのはいは、障害児が家庭にいたるときと施設にいたときの差ではないかと、健康児と施設にいたるときとをかりに考えれば、この差でものを見るというのが本来の姿ではないかと、私はこう思うんですが、厚生省どうでしょうか、その点は。

○松下政府委員 正確に申し上げますとおっしゃる通りだと思いますが、実は私ども、在宅の障害児に關しまして、特に養育に要する費用という正確な資料は、実は申しわけございませんが持ち合わせておりません。現在の考え方といたしましては、やはり特に重度の障害児、あるいは家庭の実情も加味されるわけでございますが、施設に収容いたしましたそれぞれの状態においてお話をすると

というたてまえをとっております。したがって、大蔵省のほうに私どもから差し上げました障害児の養育の費用と申しますのは、施設の措置費の内容ではございますが、措置費の内容は、やはり障害児を養育いたしますために、その療育、治療というような面も含めましての総体の費用を計算いたしまして、それを措置費という形で公費をもって負担する。で、所得能力に応じて保護者から全部または一部、まあ全部はほとんどございませぬ、一部でございますが、徴収するというたてまえをとっておりますので、家庭におきましても平均的な費用を計算いたしますと、やはり積み上げ計算をいたしまして、施設において療育を行なっております費用とそうたいした差はないであらうという前提で現在のところはものを考えておる次第でございます。

○堀委員 そうすると現在は、いまここで大蔵省が月一万円強と、こう言っておられる額は、その措置費をまるまる全部含めた額が大体一人当たり一万円強に現在なっていると、こういうことですか。

○松下政府委員 大蔵省から伺いましたところは、大体の考え方といたしましては、先ほど先生御指摘の、健康な子供に対して平均的な養育費、これを現在生活費として法的に計算しておりますのは、一応生活保護法の保護費があるわけでございます。そういったところから大体推定いたしまして、それと施設へ収容いたしました際の費用の差が約一万円というふうになっております。

○堀委員 じゃ、その点は一応、いまの厚生省側として、障害児に必要な額と、こういうことでありましようからけつこうであります、その額が、重度の場合には三万円ということと新しく設けられた。これは、遺産がある障害児はたいへんこの点今度は恵まれることになりましたね。私は、実はいいことだと思ふのです。たいへんいいことなんですけれども、障害児の場合には、現在そういう相続税の対象になる者と、そうでない家庭にもたくさん障害児があると思うのです。国とし

てこういう恩典を与えることはたいへんけつこうなんですけれども、そうすると、持てる者の障害児はこの際さらにフューバーを与えられることになる。大体、遺産相続でできる家庭というものは、フローの面でも当然大きなフローのあるところですから、日常にも、これまでもそう、比較的恵まれた条件にあった。同時に、不幸にして父親が何かがなくなったとしても、遺産があり、その相続税をさらにある程度軽減してもらいながら、その上において、その後といえども恵まれた条件のほうにある。片や、フローの小さい家計にある障害児というものは、ふだんでもあまり恵まれていない。もちろん父親なんかなくなれば相続すべき財産も、そんなものはない。非常に気の毒な条件にある。格差がちよっと開くような感じがしてならないわけです。

だから、私は、これはたいへんけつこうな制度なんだから、足を引くつもりで言うわけではないんでして、ひとつこの際、こういう身体障害児・者のような、非常に社会的に激しい競争の中では生活をしていくのはきわめて困難であるし、この児はやがて者になり、生活をしていかなければならぬ。国としてもいろいろその就職その他に十分の配慮もしておるようではあります、必ずしも十分ではないということになりますと、来年度何らか、そういうものがない対象者、言うなれば、たいへんこまかい話になってくるのですけれども、身体障害児・者に対する、所得、フローの面から見た何らかの配慮、それは、すでにさっきお話しのように、施設に入れば所得の少ない人はまるまるかからない、所得のある者はそれについて追加費用を取るといふ仕組み、それはそうなると思うのですが、さらにそれを少しでも負担分を減らしていくとすれば、要するに歳出と歳入見合いでバランスがとれてくるんじゃないか、こういう感じがするわけです。政務次官、わかります、私がいま申し上げていることは。

やっていたいたことはいへんけつこうなんです、あわせまして、そういうこれまでの権衡がちよっと、これでやや持てる者のほうが有利になつておるといふ点から、持たざる者のほうにも、平均的に何らかそういう配慮を歳出面で考慮をしてみるという必要もあるんじゃないかなという気がするわけです。きょうは長岡主計局長も入っていただいておりますので、その身体障害児・者問題というのは、現在の日本のような高度の経済成長をしてきた国にとっては一番弱い部分の人たちでありますから、さつき私が取り上げた老人問題と合わせて十分な配慮をしてみたいし、まあ本年度の予算においても十分配慮してこれらと思うのでありますが、さらにこの点についての何らかの配慮を考えてもいいんじゃないか、私がいま問題提起をしたことについての配慮があつてしかるべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。最後にお伺いしておきます。

○長岡政府委員 社会保障制度全般の問題につきまして、基本的な考え方と申します、ほかの案件の審議の際にも私再々申し上げておりますけれども、わが国は、率直に申し上げて、社会保障制度全体が欧米先進諸国等と比べて後進国であることは間違いないと思います。ようやく制度的には先進国とメニューがそろつた。しかし内容はまだ、年金制度が未熟であるとかそういうようなこともございまして、水準的にはまだまだ不十分な点も多々あることも事実だと思ひます。そういうものに対するキャッチアップということが、社会保障制度全体といたしまして、今後国としては非常に重要な課題になってまいります。したがって、財政当局の立場といたしまして、それだけの財源をいかに捻出していか、またいかに負担区分を考へていくかというところは、非常に重要な今後の課題であらうと考えております。中でも、いわゆる社会保障制度の趣旨からいいますと、社会的な弱者に対する保障の強化と申します、そういう点に最重点を置くべきであることは当然であらうと思ひます。

具体的に申しますと、結局、社会的弱者の一つの表現である老人対策、それからいま先生が御指摘になりました心身障害者対策と申しますか、こういう点についての施策の充実強化ということが、やはり非常に重点的に取り上げてまいらなければならぬ問題だと考えております。四十七年度の予算は、いわゆる社会福祉の充実ということの一つの大きな重点項目として掲げておりますけれども、御承知のとおり、老人対策の予算は前年に比べて約五二％くらい、それから心身障害者対策の予算も前年に比べますと約二七、八％と、相当重点を置いて充実をはかってまいったつもりでございまして、いままのお話もございまして、私どもといたしましては、直接のお答えにはならないかも知れませんが、このような相続税上の措置がとられたことに見合う措置をどういうふうにするかというところでは実はこまかい検討はいたしておりますが、全般的な問題といたしまして、相続税のこの措置の恩恵に浴さない階層の、心身障害児等をかかえておる家庭に対する措置等につきましても、今後、社会保障全体、あるいは国の財政全体の財源事情もございまして、重点的に配慮してまいりたい、かように考えております。

○堀委員 政務次官、いまの次長の答弁、私けっこうだと思ひます。どうかいまのように、これと引きかえに中身をどうこうということの必要はないと私も思ひます。しかし考え方としては、どうもいまの所得構成その他から見ても、やはり所得の高い者は常に恵まれていて、所得の低い者のほうに余分の負担がかかる傾向というのはどうしても避けられないと思ひますので、どうかひとつ厚生省においても、今年の予算の平均伸び率が二・八％ですから、二七％程度というのは確かに平均よりは高いわけでありまして、さらにこういう高度成長の中で、いま不景気といつても、特に日本は諸外国に比べればやはり高度成長なんですから、そういう中ではやはり障害児、者に対する配慮というものは格別の配慮があつてしかるべきだと思ひますので、そういう要求をひとつしていただきたいと思いますし、あわせて、そういう要求に基づいて大蔵省としてもこの問題についてはぜひ前向きに考えてもらいたいと思ひますが、ひとつ政務次官のその点のお考えをお聞きしたいと思います。

○田中(六)政府委員 大蔵省といたしましても、十分その点を配慮してこれからやっていきたいと思ひます。

○堀委員 それでは、あと法人税に関連して石油ガス税の質問をする予定にしておりますので、これに入るとまたかなり時間がかかりますので、ここまででさせていただきます。残余はひとつ次回にさせていただきます。

○山下(元)委員長代理 午後二時より再開することとしたし、この際暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時十一分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 実は質問の内容に入る前に委員長に質問をしたいと思つておつたのですが、大蔵大臣が偶然あらわれたので——私は偶然と思つてゐるのですが、私、十数年国会にあつて二、三の常任委員会に籍を置いて、それから今度大蔵委員会に籍を置いたときに非常に奇異な感じをしてゐるのは、法案審議のときに終始一貫大臣がいな。い。おそろく大蔵委員会だけではないかという感じがしてゐるわけなんです。ことに、一つの法案が成立する審議の中に一回も大蔵大臣、責任者の答弁が委員会の記録に残らない、しかも国民の所有財産から取り上げる税法から、重大な権利義務に關係のある一つの法案が審議をされるときに、その委員会の速記録に責任者の大蔵大臣の答弁が一つもないという法案が相当あるのじゃないか。これでは、国民の立場からいって最も法律を輕視

するといふような問題が残るので、民主主義の立場からいってまことに遺憾である。また、委員のほうからいいますと、私も数回ここに質問に立つておりますけれども、大蔵大臣に質問をする機会はないわけでありまして、ある意味においては奪われてゐる。一回も大蔵大臣はいない。事務当局と質疑をしてゐるだけなんです。そういうことを考えたときに、何か大蔵委員会において大臣不在のまま重要法案が審議をされておるといふことが慣行になつて、別に奇異な感じがしない。私も一年ほど大蔵委員会に籍を置けば、だんだんそうなると思うから、印象の新しいときに、その点について立法院の立場から、法案の審議について成立までに少なくとも必ず一日は大蔵大臣はここにある、事務当局と質疑応答し、その間においてまた大臣としての意見を述べる責任を持つべきだと思ふのですが、その点、私は委員長と大蔵大臣の御意見を聞きたいと思ふのです。

○水田國務大臣 それじゃ、その点についてはまず私のほうから先に申し上げます。

これは大蔵委員会に大蔵大臣が出席できないというので大蔵委員会の方からだけ言われる問題でございまして、全委員会共通しております。各閣僚ともみな自分の管轄の委員会には出たののだが、その時間がなくて困るということを、たとえば閣議のときでも始終この話は出るのをございます。これは国会の運営についてのほんとうの改善策といふものを与野党がここでやらなければ、私はいけない問題ではないかと考えております。

たとえば、予算委員会が拘束少なくとも八時間から十時間という日を九十日やるということは、これはたいへんなこととございまして、その間、問を見ながら衆参の大蔵委員会に出て、衆参の決算委員会に出て、今度は運輸委員会とか社労とか何か金に關係のある委員会はみな大蔵大臣を呼ぶといふようなことでしたら、これは何としても責任が果たせないといふことになりまして、そういう審議でなければ国会の審議というものはできないのかといふ問題は、ここで根本的に考えなければ、国会が何百日になつても、私は法案をこなすことはほとんどむずかしいのじゃないかということを考えます。

外国あたりの例を見ますと、たとえばこういうような法の並べ方が間違ひで、与野党向かい合つて、いろいろ各党がこの問題はこうだといふお互いの論議をやつて審議して、そうして必要のある限り政府の役人が呼ばれて、その点は矛盾していると思うがどうかといつて、たいていはその委員会ですべて片づいて、大臣の出席というものはわりあいに少ない。重要な問題だけは政治的に解決しなければいけないといふときに大臣が呼ばれるといふようなことで、日本の国会のように、大臣が来なければ審議ができないという政治形式のできてゐる国というものは私はないと思ひます。

それから、ことに予算委員会におきましては、総括質問が何日何日と時間できまして、その期間何かの形で所管事項について法案を上げることに骨を折つていただいたら、国会はもっと進むと思ふのですが、質問があつてもなくても絶対にいなければならぬといふことで退席を許されない。これはおそろく国会中六十日はそういう縛られる會議になつておりますが、こういうやり方を国会の議院運営委員会であつていくといふことは、これは与野党で今後ぜひやってもらいたいと思ひます。

そういうことによつて審議方法が改善されるのでしたら、各大臣は所管の委員会に必要な法律案について十分の説明もできますし、もっといろいろな自分の所信も述べられるという機会ができると思ひますが、いまの日本の国会の運営のしかたであつては、からだが幾つあつても足らない、どこかにこれは運営方法に欠陥があるのではないかと、いふふうに私は考えます。ぜひこれは直していただきたいと思ひます。

○齋藤委員長 委員長としてもお答え申し上げますが、大蔵省所管の法案の審議に際して大蔵大臣

に御出席をお願いをし、いろいろ御答弁を願うというこの望ましいことは私も同感であります。したがって、当委員会におきまして、御承知のように、関税法の改正あるいは租税特別措置法、空港整備特別会計法、こういうふうなものの法律案につきましても、相当の時間、都合の許す限り大蔵大臣の出席を求めてまいっておりますわけですが、予算委員会等の関係がありましてなかなか思うように出席をいただけない場合もあったのでございますが、大蔵省所管の法案の審議に大臣の出席を求める、これは非常に望ましいことでもございます。したがって、今後ともそういう方面に努力いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 大蔵大臣の言われた日本の国会の特殊性もよくわかっておるわけですが、予算委員会の場合、各大臣全部出席して、その間は、したがって各委員会を開く場合には、大臣の出席はできないことを承知で各常任委員会に開いております。しかし、終わったあとは各常任委員会に出席することをつとめて行なう、少なくとも一つの法案が採決になるまでには一日ないし二日は大臣が出席するというのが常任委員会でも通例である。しかし、大蔵委員会だけは、一つの法案を審議する間に、採決のときだけ大臣が顔を出して、それまでに顔を出さない法案があるわけで、大蔵委員会だけは極端な例だということで申し上げておる。そういうことですが、それは承知でしょうか。

○水田国務大臣 私の見ておるところ、また聞いておるところでは、大蔵委員会が一番そういう点で審議がむしろ合理化されておるので、私は感謝しておるのです。よそは大臣の都合が悪いという限りは審議しないというので、大臣がいなければ審議できないというふうな変な慣行があって、国会じゅうかかって法律が一本も上がらぬという委員会があるくらいで、その点から見ましたら、予算委員会というものを控えておるだけに、一番理解のあるのがむしろ大蔵委員会、私はその点実

際には非常に感謝しております。大蔵委員会が審議が最も合理的に進んでおる委員会であるというふうに私は思っております。

○山中(吾)委員 自分の都合のいいことを、大蔵委員会が一番正常な運営だというふうにたまえみそを言われては困るのです。日本のいわゆる最高立法機関として、国民の権利、義務に一番深い、一たん成立すれば権利を設定し、義務を付与する法律案ですから、大蔵関係の法案に責任者の大蔵大臣がいなくて審議するのが一番理想的だ、これはぜひふん不遜なお考えじゃないですか、それが理想的だということではないか。

○水田国務大臣 そうじゃありません。わりあい時間にさいて、いま委員長が言ったように、万難を排して私どもは都合をつけてこの委員会には出ておるつもりでございますし、それから委員会においてここで審議になっておる問題も、人がかわって、予算委員会でもうすてに同じようなことをやられて、こっちへ来てまたこの委員が交代するということもやられておるので、したがつて、大蔵委員会が予算委員会中であつても何とか審議が一番合理的に進んでいくという委員会に事実なつておるのではないかと私は思います。

○山中(吾)委員 予算委員会開会中はみな了解している。もう予算が成立したあとですから、大蔵大臣が少しも顔を出さないで、きょうは特に広瀬理事のほうから要求があつて呼び出されてきたようなことで、そして二時間くらいたつた話なんです。そういうことが常識で、それが理想的だと大蔵大臣が言うならば、これは国会軽視だ。少なくとも重要法案を審議しているときは、一日たつぷりここに大臣がすわつて責任のある答弁をすべきではないか。委員長もいまそういう趣旨で言われたと思うが、あなたは来ないほうが理想的だとか、来ないほうが合理的だといつて聞き直るならば、私はその説に賛成だとしてするわけにいかぬ。つとめて出られて、この法案審議については責任者が責任ある答弁をするということは当然ではないのですか。大体事務局と論議をして

おるのであつて、立法府というものはもっと立法論がなければならぬ。立法論についての責任ある答弁も何も出つこないわけだ。その辺についてはつとめて出席をするという態度だけは、これは日本の国会の二十年來の一つの慣行としてできておるのであるから、審議を引き延ばすために大臣が来なければならぬというのは、これはやっておりますが、そのことではなくて、法案を引き延ばすというのではなくて、正当にやつておる場合のこと

を、私、話しているのです。私も三つか四つ常任委員会をすつと回つておりますけれども、大臣の出席の率が一番悪いのは大蔵大臣だと私は見ておるのですが、やはりつとめて出るという態度が当然ではないのですか。もしどうしても出られないというときには、支出担当の大臣と、収入、財源を中心とする大臣が、日本の場合、大蔵大臣として予算とそれから財源を両方兼ねた官庁が一つになつておるから、一方で予算関係には出席しなければならぬ、こちらは出られないというので、物理的に不可能なら、私は官庁を二つにすべきだ、予算大臣と、財源大臣というのには知らないけれども、二つにすべきだ、物理的に原因がそこにあるならば、分けて大臣二人になるべきだと思つておるが、大臣が出席しないことが理想だということならば、これはおかしいのじゃないですか。明確にその辺はもう一度大臣の御意見を聞いておきたいと思つておる。

○水田国務大臣 出席をしないことが理想だとさき申しわけではございませんので、できるだけ出席の機会を求めていたのですが、事実上出席のできないようにいろいろないま国会審議のあり方ができておるので、ここを変えなければ御要望に沿うようなことができないということ、もう一つは、この審議のしかたというものとも私は関係すると思つておる。それによつて、何といふますか、法案審議を合理的に進めることもできるだらうと思つておるが、大臣がいなければ審議ができないということが習慣になつておるところもあつて、各大臣の困つておることも、現に私の

困つておることもござりますが、そういう点から見ると、そうじゃなくてそういう御理解は相当だいて、私どももできるだけ出ておりますが、大蔵委員会は予算委員会との関係をうまく調整して一番審議の進んでいる委員会ではないかということをやつたので、たまえみそを述べたわけではございませんで、非常に委員会のやり方に対して私は感謝したつもりでございます。

○山中(吾)委員 大体わかりましたが、感謝をしておるつもりでなつておるようになつてほしいと、感謝をして出ないのでは困るのであります。これは大臣の顔を見ないうちに法律が通つておる、いつの間にか法律が通つておるというふうな大臣では困りますから申し上げておるのです。つとめて出てくだされ。やはり水田大蔵大臣の顔を見ないで質問をするときびくしてしょうがない。局長の答弁はそれは専門家の答弁であつて、やはり大臣の意見の高い答弁が中に入つてこない、どうもどこか官庁で説明を聞いておると同じようなものになるので申し上げておるので、ぜひつとめて出るように要望したいと思つておるのです。

それで、大臣が二時間ぐらいいしからない、二、三十分間というのでありますので、大臣を中心にしてお聞きしたいと思つておるが、税法の関係について、この間、私、非常に矛盾を感じたのは、四十六年度の多額所得者の最高が、私の岩手県の隣の宮城県の開成馬という人で、三十八億九千万円、これが第一位である。全部土地売却から来ておる所得なんです。それが土地税を——土地を手放すことをたやすくするために、税法改正をして一〇%だけ課税をするという非常な特典が与えられておる。そのためにこういう土地投機というものが行なわれると同時に、その収益の大部分が自分の所得になる。反対に松下幸之助さんのような、生涯経営能力あるいは科学技術を身につけて、一つの事業に基づいて収益を得た者は、最高の七五%の課税がある。一方は完全なる不労所得に対する課税が一〇%。こういうふうに税法が、二年前ですか三年前に、土地問題解決のために改

正された。その結果、こういう矛盾が出てくる。これは明らかに税法の失敗ではないか、誤りではないかと思うのですが、これは大臣、どう思いますか。

○水田国務大臣 私は、税法の失敗と言えらうか、むしろ税法のむずかしさをあらわしたものでないかというふうに思います。大体、土地政策を、いつも言うことでございますが、税制でいろいろ解決しようということが無理な問題であるという事は、もうしばしば皆さんから言われて指摘をされておるところでございますが、土地の供給をもっと潤沢にしなければ土地の値下がりも起らないし、いろいろ諸方面からこれを税において何らかの解決する方法はないかということを要請されましたので、あつたときに私も研究した結果、長く保有されておつては困る、早く土地所有者が手離すことが、この際土地解決の一つの眼目になるんだということから、いかにして早く手放させるかということを中心と考えますというところ、ああいう税制にならざるを得なかった。それによつて手放す人が非常に多くなつて、土地の譲渡税を納める人が多くなつたということでございますが、それだけ土地は非常に広範に手放されておるといふことでございまして、その点において、この税制はある程度役割りを果たしたと私は考えます。

ただ問題は、その土地が直接ほんとうの需要者の手に渡つていくかどうかというところでございますが、御承知のとおり、これが土地業者の手に帰したり、あるいは土地を買つておこうという法人のところ、あるいはそれが帰したり、ほんとうの需要者にこれがそのまま渡つていくということがないというやうなことは、これはその目的どおりにいってはいなかつたことであるというふうには考えますが、しかし、いずれにせよ、土地を保有されておるよりも、住宅地がこれだけ手放されたということ、それは、それなりの税の効果はあつたというふうには私は考えます。

○山中(吉)委員 大臣は税制担当大臣としての立場を忘れておるんじゃないか。いま答弁を聞いたのですが、それは土地政策のために、税の根本的な原則である公平の原則を犠牲にしてゐるわけですね。私はいま税法の問題を取り上げておるわけですね。今度三十八億という所得を得て四十六年に最高になつた人が、仙台の郊外に土地を持って、それがだんだん市街地化し、その土地を手放す。そうしてさらにその次の郊外にその何倍かの広い土地を売つた金で買つて、その買った土地が数年たつたうちに住宅地になつて、そして次々に売つては買い、売つては買い、三十八億の所得になつておる。そして税金が一〇%。土地を手放すというこの土地政策では成功してゐるんですよ。それは住宅になつてゐます。しかし、その人の所得に対しては一〇%の課税しか取れない。三十億で買った三億だけの税金しか取られてゐない。私はいま税法の論議をしてゐるんです。公平の原則を破つたなら、税法ではないはずなんです。完全な不勞所得を優遇する税法、これは他の企業振興とかあるいは土地政策のために、税法の根本の公平の原則を完全に無視するといふことは、税法の立法としてはあり得べきではない。失敗ではないか。いま大蔵大臣は、通産大臣とかあるいは労働大臣、住宅政策の立場をとつておる大臣として、大蔵省でつゝ税法はこれは役にたつた、成功したと思つてゐる。それは労働大臣の答弁としては、土地政策論として言えるかも知れない。税法をつくつた主人公はあなたではないんですか。たとえ一億の所得を得た者は七五%課税を受ける。私は完全に不勞所得だと思つてゐる。土地のそういう売買をするということによつて、しかも想像もつかない三十八億の所得を一年間に得た者に一〇%しか課税しない。これは税法としてはすでに完全に失敗で、これは再検討するといふお考えの立場こそ正しいのであつて、土地政策として成功したといふ大臣の答弁は受け取れない。いまは税法の論議をしてゐるのです。そうじゃありませんか。これは再検討すべきではないのですか。私の趣旨はわかりますか。

○水田国務大臣 わかります。

これは私のときつゝ法律じゃございせんが、五年以上土地を保有している人に対しての特別の措置でございまして、もしこれを売つてすぐほかの土地を買いかえて、これをさらに売つて投機的なもうけをしようというふうなときには、この一〇%の恩恵などというものは全然ないということになつております。これは先祖代々の土地を持つておつて、土地政策に全然協力してもらえないというのに対して、これを手放してもらつて、いうための目的を持った特別措置でございまして、税制理論からしたら不公平感というものには当然あるだろうと私は考えます。しかし、あつたときの情勢では、土地の供給についてどこで何らかの税の対策がほしいといふことでやつた措置、こういうことでございまして、これは結果によつては当然再検討されてもいい法律だと私は考へております。

○山中(吉)委員 これはきょうのサンケイ新聞に世論調査の結果が出てゐるわけですが、そのアンケートの中で、政府は地価を抑えるなどの土地対策をしっかりとつてゐるかどうかが、これはしっかりとつてゐないと思つてゐる者が八四・五%、それから土地の値上がりについては、一定の地域に人口が集中するといふことについては、一定の地域に人口が集中するといふことが原因だと書いてある。そこで、この税制とか何かによつて地価の暴騰などは押えることができないといふアンケートの結果が出ておると同時に、ここで大蔵委員会として一番参考にするべきことは、この中で、新土地税制のために土地成金ができたことについてどう考へるかというアンケートに対して、国民のこれに対する答は、こんな制度を考へた政府の無責任さの腹が立つといふのが二八・四%、まじめに働きのいふやになつたといふのが九・八%、地主に対する税金の安さにあきれたといふのが二四・六%、これを合算すると大部分がこの新税制に対する非常な反感なんです。ことにこの税制の地主の税金の安さに対してあきれたといふのは大体六割あるのですが、その中で野党支持の者は当然政府

に対して批判的立場を同時に持つてゐるから、政府の土地政策に対する批判について、何もやつていないと答へてゐる者が八四・五%あるけれども、自民党支持でも八割近くこれはある。したがつて、これは単なるいまのやうなごく一般的な税法の改正の問題でなく、根本的に土地政策は他の部面から、所有権制限その他も含んで論議すべきものであるといふことはほとんど国民の世論ではないか、その思想、所属政党、集団を離れて。そういうことを私は考へたので、この大蔵委員会における税法の改正については、やはり原則を確認して改正をしないと、とんでもないことになるのだ。軽率に税法といふものはそう改正すべきものではない。したがつて、大蔵大臣が不在のままこんなものが成立するといふやうなことは、他の委員会ははいざ知らず、一番あつてはならない委員会であると思つたので、先ほど意見を述べたのであります。が、こういうことを考へたときに、やはり単に税法だけではマイナスだけをつくる。税法の原則だけを破つてあとにマイナスがうんと残る。働くことがいふやになつてゐるやうなことがアンケートに出てくれば、行政問題でなく、国民の精神構造に影響を与える問題ですから、私は非常に重大である、こういうふうには思ひます。したがつて、所得税の法案という周辺の問題でありますけれども、土地に関する税法はすみやかに再検討すべきであるといふふうに思ひますので、大蔵大臣に御意見を聞いた。いま検討すべきであるとおっしゃいましたか、いかがですか。

○水田国務大臣 これはもう五十年末まで切れてしまふ法律でございまして、新たに土地を買つたとかいふやうなものには全然適用されない法律でございまして、そこまで待たないで検討するといふことは、要するに、やめるかやめなかつたかという問題でございまして。私は、土地にはもつと税をかけるという意見もございまして、税をかけたから、これはもう土地をだれも売らないので土地が出てこないし、売るときには、税が高くなれば高くなつただけ地価に転嫁されてきますので、土

地は安くならないということとははつきりしており、土地問題はおっしゃるとおり、他の政策から解決すべき問題であって、これを税制で解決しようということは実際には無理な問題だと思ひます。しかし、土地が足りないために、できるだけ土地保有者に土地を放出させようということのほうが大切だという状態でございます。ある程度この税の優遇をやつて、土地をみんな出してもらうということが必要である。そういう意味において、さき申しましたように、そういう意味からの効果はこの法律は果たしておると思ひます。税の矛盾があるんだから、そんな早く売らせることはないんだということでございます。それから、この法律は変えたていいで、問題はどう考えるかだろと思ひます。

○山中(吉)委員 四十六年度の高額所得者の上位百人のうち九十五人までが土地成金者が出ています。すなわち、あまり率が多いのですから、このまま五年、六年続けるというところが、一体住宅供給地を多くするためにそういう不公平を続けることが妥当かどうかということが、私、まず一つ疑問なんです。

それから、このアンケートをとつても、都市に人口を集中することが地価の高騰の主たる原因であり、こういうことによつて手放しが多くなるとかふえるとかということにたいして影響はないという結果を出しているものでありますから、これはもう少し実態を研究されて、この税法があるために土地の放しに一体どれだけ役に立っているのか、そしてその役に立つことと、ここまで不公平な税制というものを認めることが妥当なものであろうかというところは、やはり検討すべきではないか。そのことが同時に、他の土地政策を進めなければならぬことと並行して国務大臣として大蔵大臣は総合的に考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○水田国務大臣 それは御承知のように、最初一〇%ですが、一年たったことしの一月からは一五%になるし、順々にこれの率が昭和五十年まで上

がっていきますから、一〇%ではございません。そこで、たとえばことし起こった現象を見ますと、率が上がりますから、昨年の十二月に、上がらぬうちに土地を売る人が非常にふえたために、土地の譲渡所得が予想よりも多かったというふうなことがございまして、これによつて、税制のために土地を早く手放したというものは相当多いということは納税ではつきりしておりますので、そういう意味では効果をあげておると思ひます。来年になれば、まただんだんに率が上がっていきまうので、その点においては、ある程度この税制が相当合理的にいつてゐると私は思つております。

○山中(吉)委員 何%か上がつていくことによつてこの矛盾は少なくなつていくことですから、それは推移を見ながらまた再検討すべきであらうと思ひますが、国民の影響からいふと、私はおそろく土地所得者というものはまだそう減るものではなくて、精神的な影響というものは非常に多いと思ひので、推移を見ながら、五年と言わずに、他の土地政策と並行してこれと関連をしながら検討するということを望みたいと思ひうのです。

次に、大蔵大臣の關係で、時間がないのでかいつまんでお聞きしたいと思ひますが、いま提案になつておる所得税法の一部改正の中で、老人扶養控除が十六万円に改正をされた。それで大臣に特に聞きたいのは、種々の控除制度があります。基礎控除以外に、配偶者控除、扶養控除、障害控除、医療控除、生命保険控除、そしていまの寡婦、老人控除、勤労学生控除、寄付金控除があるようにあります。さまざまなものがある現行税法の中に採用されておるものであつて、これを私なりに整理をしてみますと、他のものと比較をして不公平を是正するための控除が一つある。それから医療その他、不適当だといふので控除を止める制度もあるやうであります。さらに、生命保険などを見ると、これは奨励の意味の控除かと自分で考へてみたのですが、そういうふうな控除の制度を見ます

と、さまざまの奨励政策あるいは公平の原則に基づいた政策あるいは生活面から考へたさまざまの理由があると思ひうのです。

その中で、私はなぜ取り上げないかということに一番疑問を持つておるの、家計から支出する教育控除、これは論議されておるけれども、なかなか採用にならない。現在こういう十二、三種類の控除制度を見ておりますと、家計から支出する教育費、国民形成のために収入の中からさく支出に對して、控除というものがどうして行なわれなかつたか非常に疑問である。これは企業の際費と比較して論議をしたり、あるいは医師の必要経費との比較から論議をして、公平の原則からも論議をされて、家計から出すところの教育費についてはむしろ課税すべきでない、非課税にすべきであるという論が相当私は世論になつておると思ひうのです。大臣の御意見をお聞きしておきたい。

○水田国務大臣 教育費控除という問題も所得税の課税のときにいつも一応問題になり、検討されておる問題ではございますが、これはなかなかむずかしい問題でございまして、非常に不公平が起るということが致命的であると思ひます。所得税を納める、収入があり、それだけの力を持つてゐる人と、所得税を納めない階級の人とあつて、教育費控除がこの所得税を納める階級において認められるというのでしたら、納めないほうとの均衡をどうするか。これについては、それに対するだけの何らかの補助的な経費の支出が伴わなければ公平にいかぬというやうな問題がございまして、同じ教育費といつても義務教育あり、高等教育、大学教育がございまして、したがつて、自分の子弟を中学だけでとめてすぐに就職させ、そうして自分で働いておる子弟、またさらに、アルバイトしながら学校へ行つてゐる子弟もあると思ひますが、そういう家庭と、今度はそうでなくて正式に上の学校へ行つてゐる子弟は、その授業料その他を教育費として認められて控除する制度があるとする、その間の不公平というものが出てくるというやうなことで、結局、特定のやういう教育というやうなものに限定した控除というものは

のはむずかしいというのが、これまでの結論でございまして、一般のそのための控除制というもので、扶養控除というやうなことで、これを全体として引き上げていくとかいうやうな方法をとらざるを得ないという結論になつてゐるの、いままでの實際でございまして。

授業料の値上げの問題で私も経験したことありますが、授業料を上げることに對しては非常に反対だといふいろいろな意見もあるやうでございまして。私どものところへくる個人的な意見とかあるいは投書といふやうなものを見ますと、自分のむすこは学校へは入れたいたが中学で下げてゐる、そして自分でもう工場へ行つて働いてゐる。そして独身者でありながら納税してゐるという子供と、家がよくて大学まで行つてゐる家庭が、いまの幼稚園よりも安い月謝で国民の税金でやるといふことが一体いのかといふやうなことに對しての非常に不公平感といふものが、といふやうなものを訴へてくる国民層といふものは非常に多いといふことを考へますと、私は教育費に對してはどういふやうなことを概念的に考へますが、国民感情といふものは、この教育費の問題に對しての不公平といふものをよほど調整してからでない、教育費に對しての控除制といふものを税制の中へ取り込むことは私はやはり適當でないやうな気がいたします。

○山中(吉)委員 授業料のことについていま論議してないで、必要な場合授業料の値上げもしなければならぬでしょう。私は家計から支出する教育費に課税することについての論議をしたいのです。

そこで、どうも大蔵省及び大臣の思想が、教育費の非課税といふのは不適当だと思ひが前からあつたとあるやうだ。調べてみたところが、生命保険をかけても非課税にしてゐる。こういうことを考へたときに、国民形成の、教養のある子孫を後世に残すといふために、自分の収入の中からさいて出す教育費を非課税にするといふことは最も適當な税制ではないか。これは現在の税制の原理

い、需要創出効果を持っているというようなこと
もいわれているわけでありますから、それをぜひ
ひとつ年内にやるべきだ、こういうことをしつこ
く食ひ下がつて聞くわけでありますけれども、
大蔵大臣のこの点についての所見を伺っておき
たいと思うわけであります。

○水田国務大臣 所得税は、御承知のとおり、果
進構造を持っておるものでございますから、減税
措置をとらなければ、これは国民所得の水準が上
がる、それによって自然にも増税になっていく
という性質を持っておりますので、所得税の減
税ということは毎年これはやらなければならぬこ
とだろうと私は考えております。したがって、従
来もそういう考えから毎年一定幅の所得税の減税
ということは現にやっております。四十六年

度においては当初予算において千六百五十億円
そのくらいの幅を、昭和四十六年分の減税として
当初予算のときにやりました。そのあとでいろいろ

る経済情勢の変化が出てきましたので、昭和四十七年の税制をどうするかということを考えたときに、一応四十七年度税制として準備されているも

のを年末に繰り上げて実施したというのがこの前の減税でございまして、これは千六百五十億円でございまして、私も、前の年にやったんだか

三百億というのが前の年の減税と見てもいいので

すが、そうではなくて、二つは区別して、あとでやったのは、昭和四十七年度分の減税である。したがって、これは二千五百三十億円の影響を今年

度じゅう与えているものであるというふうに見て
おりますので、減税はやらなかったというふう
は見えておりません。

したがって、この次の減税はいつやるかと申しますと、普通ならこれは来年度の減税として少なくともいままでおりの減税というものはや

りたいと思っておりますので、四十八年度の減税は必ずやるということを私はお約束できると思っておりますが、年内減税をやらないかということがあります。

ては、これはいろいろ問題があつて、はたして今年度の情勢で年内減税ができる情勢になるかどうかどう

かということ、いまのうち全然私は予測できないと思っております。まあようやく経済の底固めに入ったといわれておりますが、何でこれが底固めができたかと申しますと、今年度の予算が動き出したために起こったことではございませんで、前年度の財政政策や金融政策がやはり響いておる、影響しておつて、ようやくいまの底固めの現象というものが出来たのだと思ひますので、今年度の財政政策がこれから実施され、動き出したら、今度はこれが経済の浮揚力に相当有効に働くだろうと私は考えます。したがって、年末において不況の回復のためのいろいろな大幅の補正予算とか大幅減税というような措置を必要とする事態には、私はおそらくならないんじゃないかといふふうに考えております。今年度の財政政策はこれから有効に働き出すところでございますし、今年度としての金融政策においてはまだ検討の余地がございますので、ただいま検討いたしておりますが、こういうものが適切に打たれるとするならば、私は別に大きい補正予算を必要とするような事態にならなくて済むんじゃないかといふふうにも考えておりますので、したがって、年内減税をやるだろうというふうな予想はいまのところ全然持ちません。

○広瀬(秀)委員 企画庁長官のきのうの本会議における景気見通しよりは、かなり大蔵大臣は甘い景気見通しを持っておられるわけで、また、この間の佐藤総理の答弁よりも、むしろその面では年内に減税を求めるわれわれに対して後退したかの感を抱かせるような答弁で、この点はこれからの大型予算が動き出してどうなるかという問題とも関連をしますから、ここでやりますという確たる答弁はできないにしても、どういう条件ならば年内減税もやらなければならぬという、そういうお考えはやはりあるだろうと思うのですが、その点、いかがですか。

○水田(国務)大臣 私は、昨年度年内減税をやったことは非常によかったと思つております。あれは延ばさなくて年内にやったほうが非常によかつた。

た。現にその効果はいま出ておると思つておりますので、年内減税というものは非常にいいものだったと思つてはおります。

しかし、やはり減税は減税で年度年度区別して、年度の予算編成のときに財政政策、金融政策と一緒に政府としてやるのが一番いいんじゃないかといふふうに考えます。一々減税はしたんだしたんだと弁解しながらいろいろその政策の実施に当たるといふこともなかなかつらいものでございまして、これはやはり年度年度区切りをつけた減税が一番はつきりして私はいいと思ひます。だから、私が引き続き大蔵大臣といふことはありまふんでしようが、あつたら、年内減税はやりませう。

○広瀬(秀)委員 最後のところは、もういづれにしてもそう長くはないかもしれないと思ひますが、年内減税をやらぬという大臣なら、もうやめてもらつたほうがいい、こゝ言わざるを得ないわけですが、これは水かけ論になりますからこれ以上は申し上げませうけれども、四十六年度の物価上昇率も政府見通しの五・五%を上回つて、修正見通しまで上回つて五・八あるいは六%に近いものになっている。これはもうはつきりしている。ことしも五・三%の見通しを立てておるけれども、おそらく六%近くにはね上がる可能性がある。国鉄運賃をはじめ公共料金の値上げというふうなこと、あるいはハイヤー、タクシーの値上げとか、そういうようなものの値上げなど軒並みにメジロ押しに並んでいる。この値上げというもののから見れば、おそらく相当大幅な物価上昇にもなるだろう。またこの春闘で相当な賃上げというふうなこともなつてゐる。こういうようなことを考えれば、やはり年内減税をやらぬと、かなり増税感が、特に給与所得者を中心にして非常に強まつてくるといふことは私は変わらないだろうと思ふのです。

去年やつた減税がことしに効果が及んでゐるといふ言ひわけをしたくないから、年度の初めに思ひ切つてやりたい、こういう御意向のようであり

ますが、税調の答申を見ましても、なるほど財源の關係で今回はある程度見送つてもやむを得ない、こゝ言ひながら、しかし必ずしも減税を行なわない十分な理由にはならないんだ、こゝ税調でも指摘しておられるし、しかも最後のところでは、できるだけ早い機会に減税をやるべきであるといふことも言つてゐるわけですね。これは何も税調がそこまで言つてはならぬといふことではない。しかし、いづれにしてもそこまで言つたといふことは、明らかに四十八年の三月の国会でそこで減税をやれといふようなことを、四十八年度の減税をやれといふようなことを言つてゐるのではない、そういうふうに見るのがこれである。

当然なんですね。そういう問題もやはり踏まえて考えなければいけない、こゝいうように思ふのですが、税調の答申でそういうことを言つてゐることについては、なるべく早くやれといふことを言つてゐる点については、これは税調の答申は全く聞く耳持たぬ、こゝいうことでございませうか。

○水田(国務)大臣 税調の考えはあなたと大体同じ考えのようでございます。できるだけ早く減税をやることを望ましいといふような意向が税調の中にあるといふことは確かでございますが、それは十分頭を置いて、今後の経済情勢を見ながら対処しようと考えておりますが、ただ、いまのところ、不況が年末にいつても解決しないで、大きな減税をしなければならぬ事態に迫り込まれる可能性があるかどうかといふことにつきましても、そこまできなくて済むのではないかとこゝいうふうな予想を述べているだけでございまして、問題はやはり経済情勢によつていろいろ対処すべき問題であらう、これは真剣に考えております。

○広瀬(秀)委員 この点は、税調のそういう答申も、税調も単に税の技術面だけのものではなくて、やっぱり景気の見通し、経済界の全般の状況、こゝいうようなものを十分勘案した上で、この四月一日からといふことについては財源の問題等いろいろの問題を考へてやむを得ないだろうと言つたけれども、なるべく早くやれといふこと

は、年内にもそういう状況というものがくるであらうし、またやるのが正しいことであるといふ指摘をされておる、このように思ふわけで、いま最後におつたような態度でこの問題について対処をしてもいいと思ふわけでありませう。

そこで、減税をやりたいといふ気持ちは、やはり課税最低限などがもうアメリカ、フランスに次いでかなりよくなつてきてゐる、国際水準から見ても決つてもう課税最低限は低くないんだ、こゝいうような気持ち、さらに税負担も低いんだ、こゝいうような気持ちがあるところから、そこで、ひとつ伺ひたいのは、木村(八郎)さん、これはもう説明を要しない人でありませう、この人がこゝし「四十七年度予算の特徴と問題点」といふパンフを出されたのですが、これはちょっと数字は古いのです。しかし、このことは非常に重要な問題点であらうと思ふので申し上げますが、税負担が軽いんだから、受益者負担を増大させ高福祉高負担に持つていくのだといふようなことは必ずしも正しくないといふことを指摘されてゐるわけですね。特にその中で、税負担率などを比較したあと、所得から税負担を差し引いたいわゆる可処分所得、これを一人当たりについて見ると、日本はこれこれであり、アメリカはこれこれであるといふ数字をずつと並べられてゐる。これをさらに消費者物価の上昇といふようなものを引いて実質可処分所得といふものを比較してみると、日本がその実質可処分所得については一番低いんだといふ数字が出てゐる。大体こゝに引用されておるのは日本のほかはアメリカ、イギリス、西独、フランス、イタリア、こゝいうようなところなんです。この国について一番新しい数字で、これは主税局長に要望しておきますが、可処分所得、それから物価でこれを調整した実質可処分所得といふものの、いま申し上げたような国についての比較表をつくつて資料としてお出しをいたしたいわけですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 的確な諸外国の数字が十分

一 新緑の身、人々の足元は、毎日、靴を履く、たいてい、
るわけです。そういうような専従者というものの、
専従者控除は十七万だ。したがって、これは当然
選択でいきますから、専従者としなくて、配偶者
ということとで二十万の控除を受けるだろう、こう
いうことになるわけけれども、十七万というこ
との意味は、それはおそらく、なるほど子供のよ

○広瀬秀委員 主税局長が答弁しても、どうもそれは全く納得がいかないのです。パートの奥さんが働いたというような場合でも、三十一万七千五百円まで、これは御主人の扶養控除として二十万円の控除ということのほか、奥さんはそれだけの収入をちゃんと得て、なおかつ給与所得者の奥

力をもっと積極的にすべきだと思っています。

○広瀬(秀)委員　そういう政策意図はわかりやすく、しかし、課税の根本というのはやはり実態課税でしょう。片方は御主人と奥さんで店をやっている全く同じような店である。片方はなるほど帳

告控除というようなものも設けられて、これはこれなりにけっこうですけれども、さらにそれだけの差もつくわけですから、そういう点では、実働課税という原則からいっても、そう極端な差をつけて実働課税を無視して不公平な課税をやりながら青色申告を強制するということは、これは税の

るのじゃなからうかと思ひます。というのは、木村経済企画庁長官は六日の四日市の記者会見で、景気は底固めに入ったが、民間企業の設備投資は一向に盛り上がりだしてこない、このため、景気のでこ入れ策として補正予算を組むほか、大幅な所得減税をする必要がある、こういうふうな木村経済企画庁長官は言っているわけだ。底固めに入つたけれども、景気が上向いていくためには補正予算を組まなければならない、大幅な所得減税をしなければならない、こう言われております。ところが、ただいまの大蔵大臣の御答弁ですと、補正予算の必要はない、所得減税の必要はない、こう言われておられるわけでありまして、この見解の相違については、大蔵大臣いかがお考えでしようか。

○水田国務大臣 私は企画庁長官がそう言つたといふことは存じませんが、きのうでしたか、企画庁長官を中心とする月例報告を私も聞いていたばかりでありまして、その席ではそういう話は全然出ませんでした。問題は、この最近の情勢を言う場合には、最近というこの四月まででございいますから、そうすると、いま出ている景気の状態、経済の状況というものは、昨年度のいろいろな財政金融措置によつて影響されているものであつて、それで底固めというふうな、もうこれ以上は落ち込まないというところへはつきり来ているという以上は、これからが徐々に、非常に緩慢ではあつても、上向きするであろう、その浮揚力は何かというところ、今回国会を通過した新年度の予算であるということでは関係の皆さんの意見も一致しているのですから、この大きい予算が動き出すことによつて景気というものは相当浮揚力を与えられるというのが関係の皆さんの一致した意見でございましたので、その結果を見ないでこの五月早々さらにここで補正予算をつくらなければならぬとか何とかいう意見が企画庁長官から出たといふことは、ちょっと私意外で、考えられませんが、そう言つたのじゃないかと思ひます。これを見た上で、さらに景気の上昇力が足

らぬというときには次の考えをしなければならぬといふことを企画庁長官としては言つたのじゃないかと思ひますが、きのうはそういうことでございました。

で、もう鉱工業生産も、この六カ月間、大体わずかではあります前月比増が續いておりますし、出荷もそれに付れて出ておつて、在庫は非常に改善されている。特に流通段階における在庫は非常によくなつてきておりますので、明るさはつきりそこに出てきておる。いろいろな一連の経済指標から見ても、底固めの段階に入つていゝといふことは、これは大体間違いないのじゃないかと私は思つております。したがつて、予算の動き出し方、それからさらにまた、いろいろ金融政策その他はかきと景気と関連して考えられる政策はたくさんございまして、国際収支の問題からくるいろいろな対策もございまして、これを續いて政府側として抜く目な手を持つことによつて、私は、最初予想したとおり、今秋ごろからの景気上昇といふものは期待できるんじゃないかと、いまのところはそう考へております。

○二見委員 大蔵大臣は予算が動き出すことが一つの浮揚力になる、と同時に金融政策も行なうという御答弁、お考えがいま明らかになつたわけでありまして、金融政策としてまず考えられるのは、公定歩合の引き下げであります。いろいろな報道によりますと、大蔵大臣は、預金金利をまず下げたいという意向があらうかどうか。預金金利を下げるということは、当然これは公定歩合を下げるということのからみになつてくると思ひます。これは近い将来おやりになる気でございますか。

○水田国務大臣 いま申しましたように、要するに予算が通過したといふことは、一応政府の財政政策に基づいた予算が動き出すといふことでございいますので、この次にこれに関連して行なうべき政策はまだこれからたくさんあらうと思ひます。ことに国際均衡の回復という点については、まだまだ関税の問題あり、輸入自由化の問題あり、一

連のいろいろな国際経済と関係する問題、貿易政策もございまして、金融・金利政策もございまして、さういふものをまた一応総合的にこどもう一べん考へて、急速な対策をとりたいといふ考へておるときでございまして、個々の問題についての内容はまだここにちよつときよう申し上げるだけ熟しておりませんが、一応さういふことを私も考へておりますので、したがつて、これは景気浮揚については相当の影響を持つたろうといふふうな考へておるわけでございまして、まだまだいろいろ個々の問題については成案を得ておりませんので、もう少し時間をかしていただきたいと思ひます。

○二見委員 私、ちよつとその点まだ固まつていないといふお話でございしますが、大まかなことではいまの点についてお尋ねしたいのですが、これからの段階で、あるいは半月後になるのか、一カ月後になるのか、それはいろいろ情勢をにらんで大蔵省のほうでもお考えになるのだらうし、いろいろ御意見も出されるのだらうと思ひますが、いまの段階で、あるいはこれから半月、一カ月あるいは二、三カ月でも待つてございすけれども、きわめて短い間に公定歩合を引き下げなければ景気が回復できないといふふうな大蔵大臣は認識されておりますか、その点いかがでしようか。

○水田国務大臣 公定歩合の問題は、これは日銀の権限でございしますので、私は申しませんが、国際情勢から考えまして、まだ日本の金利水準を引き下げるといふことが必要になる場合も、私はあるように考へております。

○二見委員 もう一点、預金金利を下げるということも必要だといふふうな大蔵大臣はお考へになつていますか。

○水田国務大臣 預金金利の問題は影響が大きいので、私もいままで慎重な考へを持ってまいりましたし、昨年の公定歩合の引き下げのときも、預金金利とは一応関係なしの公定歩合引き下げを行つたやうなことでございしますが、国際情勢の変化によつて金利水準を下げなきゃならぬと

いふやうな問題が起る場合には、今度は預金金利の問題にも当然関連してくるのではないかと思ひますので、そういう場合には当然検討の対象になるんじゃないかと存じます。

○二見委員 私はいまの段階で、たとえば預金金利を引き下げるといふことが、正直言つてあまり説得力のあるものではないと思ひます。一つは物価の上昇も、これは預金金利ともからんで出てまいります。物価が上昇しているまゝ最中に、預金金利を引き下げることが可能なかどうかといふ問題があります。私は、預金金利の引き下げはやるべきではないと考へております。

それからもう一つ、大蔵省の中ではこういう考へ方があるやうでありますけれども、預金金利を引き下げる。この場合、郵便貯金はいままでどおりとする。そのかわり、見返りとして、利子分離課税については四十八年の一月一日から現在の二〇%を二五%に引き上げますね、予定では、それを見送るとか、あるいはマル優のワケを拡大するとか、そういうことの見返りとして預金金利を下げるのだ、こういう考へが大蔵省の中にはあるやうでございすけれども、そういう無理をしてまで預金金利を下げる必要があるのかどうか、私はその点非常に疑問に思つておるわけでありますけれども、大蔵大臣はいかがでしようか。

○水田国務大臣 いま申しましたように、まだそういう問題は結論をつけている問題ではございません。

○二見委員 私は、まだ結論が出たことについて大蔵大臣の御意見を伺つてゐるのではなくて、そういう意向があらうので、そういう意向について大蔵大臣の率直なお考へを伺いたかつたので、結論が出ていないなどとおっしゃられず、大蔵大臣の御所見を私は伺いたつていますが、いかがでしようか。

○水田国務大臣 これはいつも申し上げてゐる通り、これから非常に影響の大きい問題でございすから、慎重に考慮いたします。

○二見委員 ところで、景気の問題にもう一つか

らんで申しわけありませんけれども、景気がこれからゆるやかに回復に向かうための前提として、私はやはり円の再切り上げの問題がどうして出てくると思います。これは去年の本会議でもって福田さんがいみじくもおっしゃいました、頭の片すみにはない、ほんとうは頭のまん中にあることだ、とありましたけれども、私はあれはほんとうだろ、と思います。大蔵大臣は責任者の立場として、円再切り上げは絶対ないとおっしゃるのは当然だと思います。また、ここで円再切り上げがあり得る、という御答弁は、口が裂けてもおっしゃれないことは私はよくわかっておりますけれども、ただ、たとえばこのまま予算が実際に動き出して、それに金融政策がからんでくる、そうした形で景気を回復していく、それでも円再切り上げが回避できるのか、それとも、円の再切り上げを回避するためには別の手だてを必要とするのか、その点についてはどうでしょうか。

○水田国務大臣 おとこの晩でしたか、私は米国のたとえば輸銀総裁という人たちが会ってきた日本の人のお話を聞きましたが、日本の新聞では、円の再切り上げについて米側が発言したというふうな報道されて自分も弱っているという弁解をしたそうです。そういうことを全然考えていないのに、日本に行ったら、みんな朝野円の再切り上げというのを興味をもって言っているの、日本はほんとうにやるつもりかしらということを向こうに行つてふしぎにして反問したことが、逆に自分が発言したというふうな報道されてえらい迷惑したという弁解をしておったそうです。最近欧州諸国に行ってきた人たちの話を聞きますとも、各国とも、今後どういふ問題が起こるうとも、国際収支の不均衡が各国に出ようとも、それを解決する手段として直ちに通貨の調整というふうな手段によることは避けようじゃないか、一ぺんきめたあはれは相当期間みんな守ろうじゃないかという空気はあって、だれもお互いに切り下げ、切り上げをもう一ぺんやろうとか、日本にや

れと言っている者もないと言っているのに、そういう議論が横行しているのは日本の国内だけだ、ということ言われて、一つも得のないことじゃないかと言われたのですが、あるいは私は実際にそうじゃないかと思っております。

したがって、いま円の再切り上げというのをやるうとしていられる人もありませんし、そこへ追い込まれる懸念というものも、いまのところない。国際収支の不均衡がもっとひどくなったというようなときには、別個の形であるいはいろいろな措置がとられるかもしれないという心配はございますが、円の再切り上げというこの心配は、私は実際にいってないんじゃないか。したがって、その心配ではなくて、国際摩擦が激しくなつて、ほかの形になつていろいろ国が国際社会の中において不利益をこうむることがあつてはなりません。で、やはり国際収支の均衡ということがつて政府としてはもっと真剣な考えをすべきだということとでございまして、この点さえ今後抜かりなくいけば、私は問題はないんじゃないか、こういうふう

に考えております。

○二見委員 その国際収支の均衡ですけれども、外貨政策というのを使つていかどうかかわかりません。ただ、衆議院の予算委員会の分科で大蔵大臣が御答弁されているのを私、記憶してあるんですが、外貨政策には二通りある。一つはゆるい国際収支を均衡させるという面がある。これが本筋である。第二はたまり過ぎた外貨をどうするかということ、これは非常に表面的なものである。ただ単にみせかけを少なくしても意味がないんだ、こういう意味の御答弁を私は記憶しております。確かに外貨の問題については、一つにはやはり国際収支を均衡させる、均衡させるためにはどういふ手を打つかということが本筋だろうと私は思う。もう一つは、やはりたまり過ぎてい

れについては四月一ばいで検討したい、四月一ばいで結論を出したい、こういう御答弁がございまして。

国際収支を改善するという本筋の問題と、たまり過ぎていふ外貨をどうするかという二つの面であつて御意見を伺いたいのですけれども、またたまり過ぎていふほうですね。これについては、外為会計を見送る、そのかわり、それに見合うだけの有効な措置をとりたいというふうに通産大臣との間で話し合いがついたというふうに私は聞いております。これはどういふ内容を含んでいるのか、その構想をお示しいただきたいこと、たとえば米国の長期債というものをかうということも考えておるのかどうか。この点、またたまり過ぎた外貨のほうからお尋ねをしたいと思つてます。

もう一つは、国際収支を均衡させるという面では、やはり日本商品が海外にどんどん出ていくことになるわけですね。あるいは輸入と輸出のバランスになると思つてます。それはどういふ手を考へていふのか。これ以上あぶないという場合には、輸出税というふうなものも緊急処置としてはやらないければならぬというお考えがあるのかどうか。そういう二点について御所見を承りたいんですが、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 外貨の活用策としては、たとえば為銀に預託するというのもあります。これによつて、今後外国からの短期債がふえない処置でもあるし、あるいは逆に肩がわりとなつてい

れておりましたように外貨がどんどん蓄積がふえるというふうな状態にはならないだろうというふうに考えます。

さらに一方、積極的にこの外貨が何か輸入の増大に關係させられないかというふうな構想はいろいろなところから出ておりますので、輸入ユーザンスを外貨預託によつて延長して、そして原料を備蓄するといふような措置ももうすでに考えられております。そうかといつて、それを専門にするために別に國家機關を必要とするかどうかということになりますと、またこれは国会によつて法律なり予算はきめていただかなければ、政府がかつてに実施できる問題ではございませんので、そう簡単なことではございませんし、当面できる問題といたしますれば、まず對外援助の問題と關係して輸銀法その他の法令の改廃が必要となつてくる部分も考えられますので、あわせて輸銀にたとえ

ば外貨を預託することによつてそういう機能を果たしてもらえるかどうかというふうなことも、まだ結論はついておりませんが、検討事項になつていまして、これは關係者の間にそのうち結論が出るものと思つております。そういう形で外貨の活用は私は、十分行なわれると思つてます。相当額行なわれるのではないかと思つております。いまお尋ねの中・長期債、これは当然運用としては考へるべきことであるといふふうに思ひます。

それから、外貨がふえないための本筋的な対策といたしまして、何といつても予算が動き出したばかりでございまして、それが有効に動いていくことによつて内需が拡大してくれば自然に直つてくることではございますが、いまのところ相変わらず黒字基調とはいふものの、いままでの貿易はもとの値段で成約されておつたときのものでござい

ふえておりますので、ある程度いい姿になってくるのではないかと考えております。

○二見委員 中・長期債を買うということについて、これは私の個人的な考えでありますけれども、たとえばアメリカの中・長期債の場合には、アメリカのドルの価値が非常に不安定な中・長期債を買うということは、私は非常に疑問があると考えております。

それからもう一点、これは確認でございますけれども、七月以降になりますと、輸出が伸び悩んで輸入がふえてくるので、かなりいい姿になってくるのではないかと見通しをいま大蔵大臣はおっしゃられたわけでありまうけれども、こういうことはわからない。先の予測というのは当たる場合もあるし当たらない場合もあるわけでありまうけれども、緊急避難的な立場として、たとえば輸出課徴金というものは、場合によっては今後——それは一カ月後とか二カ月後という短期の問題ではなくて、今後の方向としてはそういうものを考えなければならぬというお考えはあるのかどうか、この点についてはいかがでしようか。

○水田国務大臣 特定の商品が特定国に集中していくとかいうような貿易の姿をある程度は正でできるような行政指導が行なわれるということではございまして、そういうような問題にまではならないのではないかというふうに思っています。

○二見委員 ところで、今後の税制について、その大筋をお尋ねしたいわけでありまう。これは大蔵大臣にお尋ねするわけでありまうけれども、主税局長がお書きになったものの中に、非常に重要なことがありまう。要するに、去年の長期答申に關して、この長期答申ができる背景について、最初はいろいろ経済の——しかしとめる直前において経済の情勢が変わってきたということでもって、こう言われています。「こうした国の内外を通ずる経済情勢のめまぐるしい変動を背景として、長期答申がよるべき長期的な経済見とおしは何によるべきかがあらためて議論された。こ

れまでは、昨年五月に」、昨年というのは、いまでいえば一昨年になります。一閣議決定をみた新経済社会発展計画があり、これを除いて他に頼りうるものはないところから、調査会はいわば余り疑問を抱くことなくこれを基として審議を続けてきた経緯がある。しかし最近に至って新経済社会発展計画で予測されている見とおしとは、かなり異なった面が明らかに見だされてきているので調査会の委員の中からも、これを重くみて、新経済社会発展計画に必ずしもよる必要がなく、もっと独自の見とおしを立てて、それに応じた租税政策の方向を長期答申で示すべきではないかという疑問の提起がされたわけである。結局、この点について論議の末、答申のための時間的制約もあるために、答申の序説で「今後、情勢の変化がさらに明確となり、その見直しが行なわれ、新たな経済計画なり政策体系なりが樹立されることを予想されるが、その場合には租税政策についても、これらの情勢の変化に即応しうるよう配慮しなればならない」と付け加えることで大方の意見がまとめられた。「こういふふうな主税局長お書きになったわけでありまうけれども、現在、新経済社会発展計画が改定作業に入っていますね。改定された段階で、昨年七月に出された長期答申というものは、これはそのものを改定するなり、見直しするなり、部分修正するなりということになるのかどうか。その点、どうですか。

○高木(金)政府委員 税制調査会がこの長期答申というのを絶えず出すことになってきているわけではございませんで、新経済社会発展計画の改定作業が行なわれた場合に、直ちに必ず昨年八月の長期答申を変更するような意味での長期答申がまた出されるかどうかというところは、よくわかりません。これは税制調査会の委員の皆さまの御意見によつてきまることであらうと思ひます。しかし、いすれにいたしましても、この夏から秋にかけて行なわれますところの新経済社会発展計画の改定作業では、従来よりかなり大幅な改定が行なわれ

ましようから、その結果を見まして、去年の八月の長期答申のままでよろしいか、あるいはこれを手直ししなければならぬかという検討が行なわれるであらうし、その結果これを手直しする必要があるということになれば、新しい発展計画のもとにおいて基本的な考え方がまた示されるのではないかと想像するわけでございします。

○二見委員 やはりいまのことに関連すると思ひますけれども、大蔵大臣は三月三十日の暫定予算のときの予算委員会、これは私がお尋ねをしたときに、新経済社会発展計画が改定した場合に、財源計画を当然やらなければならぬ、そのための研究を現在しているところである、こういうふうな御答弁になりました。もちろんまだ計画の改定が終わったわけじゃありませんので、財源計画は固まったと思ひませんけれども、大筋はこういう方向で行きたいという、その方向は明らかにされる段階にきているのかどうか、その点をまず伺いたいこと、もう一つは租税負担率、いまたしか一九〇ぐらいいだと思ひますけれども、これを今後大蔵省としては引き上げたいという意向があるのかどうか、その点はいかがでしようか。

○水田国務大臣 新経済社会発展計画ができませんと、やはりいろいろな施策のものさしというものを欠くことになりまうので、どうしてもこれがほしいということでは作業を急いでおりますが、やはりこれができませんと、まずいま国会でいわれております今後の福祉政策の計画が立たない。一応の見通しというものをここでつくらなければいけませんので、この計画と見合つてこれから五年なり十年なりの社会保障制度の充実のしかたとか、こういうようなものが自然に出てきますと、すでに社会投資の面におきましては、たいいていのが年次計画がもうできてしまつておりますので、このほうは心配ございせんが、一方のほうの計画いかんによりましては、今後の財政問題というのがどういふ形になっていくかを考えなければなりません。それに應じて今後の税負担の

あり方とかいうようなものが当然考えられてきますので、したがって、やはりこの新経済社会発展計画ができまうと、税制調査会もそれに基づいていろいろ長期計画もある程度の見通しはしなければならぬことになるのじゃないかと思つておりますが、しかし、税に關する限りにおいては、先般の答申は非常に大ざっぱなものでございしますから、あの方向は私は変わらないと思ひます。所得税は依然としてやはり将来といへども減税の方向を年々といへばきであるし、法人税は外国の水準と比べてまだいまの率が維持されておつてもいい税であらうと思ひますし、さらに直接税と間接税のあり方についての改善は今後さるべきものであるという、この大きい税制の方向は別に変わらないと思ひます。

ですから、やはりその方向ののつとて、もし新しい計画のいかんによつてこの税負担というものがどうしてもある程度増加しなければならぬと考へられる場合においては、これはもう間接的な考へをここで持つてもらうよりほかに私は方法がないのじゃないかというふうな考へておりますが、まだそういう計画をもとにしたいろいろな諸経費の見通しというものが立つていないときでございしますから、国民の税負担がどのくらいふえなければならぬかというふうな見込みは、いまのところ立つておりません。

で、前にも私はときどき答弁いたしましたように、国民の税負担は将来増大する方向であるという方向ははっきりいたしました。現在のこの十何兆の国家予算の中において効率化、合理化をはかることによつて相当の金額というものがまだ出てくるものでございします。そのほうの改革といひますか、改善ということもこれは考へなければならぬと思ひます。そういうこととにらみ合せて考へますと、すぐに税負担へいくべき問題であるか、既定経費のやりくりによつて相当対処できる余地が出てくるのじゃないかというふうなことも考へなければならぬと思つております。

○二見委員 現在の国税は、所得税、法人税、関

接税、これが三分の一ずつの割合になっておりますね。大蔵大臣にお尋ねをいたしますけれども、いまの所得税の減税は今後も続けていくという御見解でございませうけれども、現在所得税、法人税、間接税がそれぞれ三分の一ずつを占めておるといふこの比率は、今後とも維持していききたいというお考えなのか、あるいはこの比率は多少変えていききたいというお考えなのか。すなわち、最初に所得税についてお尋ねいたしますけれども、いまの三分の一の比率をこのまま維持するのかわりかというところが一つと、それから所得税の減税をやりたいというお話でありましたけれども、今後所得税の減税は、課税最低限の引き上げに重点を置くのか、あるいはあわせて税率の手直しもやるのか、この点を所得税については伺いたいと思ひます。

それから法人税については、外国と比較すると、わが国の法人税率というのはかなり低いわけでありませうけれども、この法人税率は今後も高める方向を大蔵大臣はお持ちなのかどうか。また、この三つについてお答えをいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 所得税は、やはり課税最低限の問題と同時に、税率の問題にまだまだ改善の余地は十分あると思ひます。法人税は、税制調査会の答申でも、これを減らすという方向への考えはございませうので、そのように私も考えておりますが、ただ、そういう方向であるといつても、たとえば一・七五の問題をこの法人税の中へ恒常税率として入れようという問題がこじは起りました。しかし、現実の経済情勢は非常に各企業にきびしくて、むしろこの税はやめてもらいたいという希望が非常に強いというふうな経済状態でございませうので、一応従来どおりとして、特別措置を延長したということでございませうので、経済情勢の關係もございませうが、順調な経済情勢であるなら、法人税というものはまだ減税するという方向はとらなくて済むだろうと思ひます。

○二見委員 法人税は引き上げるといふふうには、いまの御答弁は理解してよろしいでしようか。

○水田国務大臣 税制調査会の考え方というものは、まだ将来若干引き上げられる余地はあるといふふうなことを考えておりますが、現実の問題からいふと、なかなかそれが簡単にはできないのがいまの姿でございませう。

○二見委員 もう一つ、間接税ですけれども、こゝにじゅうに物品税の洗い直しを大蔵省はおやりになるという御答弁がありました。これは予算の分科会でそういう意向が明らかにされたわけでありませう。それも、かなり大幅にやろう。これを一般消費税的なものにまで物品税の改定を行なおうといふのが、大蔵省のねらいだといふふうにおわれわれ考えております。われわれ物品税の見直しは反対するわけではありませうけれども、おそらく物品税の見直しといふことを理由にして一般消費税的なものにしよう、それが付加価値税へのステップになるのじゃないか、それがわれわれは考えているわけでありませうけれども、そういう意向があるのかどうか。その点いかがでしようか。

○高木(文)政府委員 物品税につきましては、非常に消費の態様が変わってきたということで、現行制度上問題がございませうので、一般的な見直しが必要になっておるといふことは、かつて大臣が答弁されたとおりでございませう。その場合の方向として、たとえば課税対象の範囲を広げるといふようなことも、十分考えるべきものであると考えております。しかし、物品税と一般消費税とは本質的に異なっておりますので、物品税についていふところ、たとえば拡大方向で検討するといふにしても、一般消費税とは全く違ふものでございませう。一般消費税と個別消費税は本来スタートから違ふものでございませうから、物品税が一般消費税制度につながるということには、なかなか本来的にならない性格のものだといふふうにご考慮しております。

○二見委員 付加価値税についてはいふぶん論議されて、大蔵大臣も、いまやるわけじゃない

のだ、検討中だといふお話がずいぶんありました。それで私も、いまここでやるのかというお尋ねをしても、おそらく同じ御答弁が返ってくると思ひますので、そういう質問はいたしません。ただ、付加価値税についていま現在検討中だといふことは、将来はやりたいという、やりたいけれどもいろいろ問題があるの、その問題をどういうふうにご調整するかというのを現在研究しているのか、やること自体はまだ白紙であるけれども、それをやるべきかやらないべきかといふことを検討しているのか、その点をまずお尋ねしていただきたいことと、もう一つ、付加価値税をやるといふ場合は、これはたとえいきなりやれるものなのかどうか。これはほんとうにたとえばの話ですけれども、たとえばことしの暮れに付加価値税導入の答申が出た。その結果、来年の四月からやる、こういうふうにする筋合いのものかどうか。それをやる場合には、二年後にやりますよとか、三年後にやりますよとか、準備期間みたいな、啓蒙期間みたいなものを置いて付加価値税といふものはやるべきものなのかどうか。その点をまずお尋ねをしたいと思ひます。いかがでしようか。

○水田国務大臣 一昨年でしたか、私も党に参りましたときに、付加価値税の勉強に欧州諸国へ行つてまいりましたが、短時日でございましたし、まだ十分な勉強もできませんでしたので、今度、先般申しましたように、フランスの主税局次長を招聘いたしました。いまいろいろ欧州式の付加価値税の勉強を役所でやっておりますが、ちょうどいい機会でございますので、ひとり役所だけでなく、いろいろな各地も歩いたり、各団体の求めに応じて、できるだけこの問題の説明をしたいと本人が言つて、相当こまかい日程を組んでいられるのでございませうので、私は、場合によつたら大蔵委員会で、各党の有志の方々が何かで、そういういま言われたような問題、実情問題について質問なさる機会があったら非常にいいんじゃないかと思ひます。

これは、決して簡単な問題ではございませう。日本にはこういう制度の下地が従来税制の上ではないのでございませうから、実施するにしても相当時間がかかりませうし、成案を得るのにも相当の時間がかかるというところでございませうから、十分これは多角的にいろいろな角度からの検討を慎重にしたいと思ひます。

○二見委員 時間がありませうので簡単にお尋ねしますけれども、いま付加価値税について私のお尋ねしたのは、そういうことじゃないのです。そういうことじゃなくて、たとえばやるときめきのことしの暮れに税制調査会でやるときめき、来年の四月から、こういうふうにするものなのか。たとえばことしの暮れに、やるという答申が出てきまれば、それは国民にいろいろ理解してもらふというために、二年間とか三年間とかいう間は、こういう制度ですという啓蒙といひますか、啓蒙といふか、そういう期間を置かなければできないものなのか、その点はどうかです。また、この点が、私の聞きたかつたことの一つなんです。その点については大蔵大臣のお考えをお示しいただきたいことが一つと、もう一つは、これはいままでの議論とはちよつと異質になります。ただ、私、非常に心配なのでお尋ねするわけでありませうけれども、それは防衛費との關係です。防衛費は、GNPの二%と、いままで歯どめがありました。この歯どめをはずそうという意見が、防衛庁の中にある。これが低いほうにするのなら、一・二でも一・五でもいいじゃないかといふほうに來ていられるという、そういう意見が防衛庁にあるということでありませうが、当然これは予算を伴う問題でありませうので、大蔵省としては、そういう上に向かつての歯どめをはずすといふこと、これについてのお考えはどうなのか。その点の御意見を伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 まず最初の御質問でございませう。

が、実施には相当の時間がかかるというふうに思っています。

それから、防衛費の問題でございますが、私は、どういう意図でこの一割というものをはずしたいというのを防衛庁が言っているのか、まだよく存じません。しかし、一割という歯どめも、別にいままで正式にかかっておいた問題でもないと思っております。従来の防衛費を見ますと、ほとんど各年度がそれ以下になっておるといふようなことから、かつて一応そこを限度としたいという議論があったことは聞いておりますが、事実上防衛費は一割とかなんとかいう基準を置いたというところは、いままでございませぬ。どんなGNPが大きくなっているから、なまはんなかな基準を置くというところ、かつてそれは防衛費の増強を来たす結果にもなりかねないと思っておりますので、この点は、歯どめを取ることがいいことか悪いことかは、相当研究していいことだろうと私は思います。

○二見委員 これで最後にしたいと思っておりますけれども、本法のほうに戻りますが、今度老人の扶養控除を創設されましたね、二万円アップということで十六万円になりました。私は老人の扶養控除を設けることについては異論があるわけではありませぬけれども、老人対策としては、税制の面からいけばこういうことになるのでしょうかけれども、これは本筋ではないと思っております。いわばパイパスだろと思っております。確かに二万円というアップも、見てくれは二万円で非常にいいのですけれども、実際の税金になりますと、たとえば一〇%かかって年額二千円なわけですよ。スズメの涙です。私は、これは非常にパイパス的な立場だろう、補完的な措置だろうと思っております。

それで大蔵大臣に、一つは、この老人の扶養控除というものを今後とも引き上げていく意向があるのかどうかということ、もう一つは、老人対策の本筋については今後どういうふうにお考えになつていくのか、それを最後に伺って、時間が来ましたので、質問を終わりたいと思います。

○水田国務大臣 これからの日本の社会が住みよくなるためには、私は老人問題が一番重要であると考えます。人口の老齢化が進んできたときに、しかも旧民法にありました家族制度というものがなくなつてしまったこれからはおきましては、この老人がいざこざなしに安穩な生活ができるかどうかということが、この社会を住みよくなるかしないかに非常に大きい影響を持つ問題だろうと思っております。いよいよ国民福祉の向上というところに政策の方向を向けるということになりますと、やはり一番先に解決すべき問題は老人問題ではないかというところで、本年度はまず老人問題からいろいろ対策を講じたわけでございまして、一度に思うようにその政策を充実することはできませんので、とりあえず今回のような措置をとったわけでございまして、いまの老人控除も、老人の扶養義務は、いままでの長子相続制度のときには、長男が老人の扶養義務を持っておったのでしようが、いまはそうじゃなくて、兄弟だれが世話をしてもいいという立場になっておりますから、やはり親を大事にして老人を扶養した者には相当の恩恵があるということが望ましいと思っておりますので、この老人扶養控除は、将来順次もっとよくなつていっていいのじゃないかと思っております。

そうして、そのあとの本筋の問題としてしましては、老齢年金というふうなものによって、老人が自分で独立して老後を相当楽しめるような基礎を国が援助してやるのが、やはり老人対策の一番の中心問題になるのじゃないか。それと、病氣した場合に心配のないということでございますので、いまのような二つの方向を将来強化していくことが、老人対策の眼目ではないかというふうに考えます。

○齋藤委員長 阿部助裁君。○阿部(助)委員 わずかな時間でありまして、ごく簡単に一点だけ伺いたいのであります。まず大臣、新全総といわれる新全国総合開発計画を見ますと、私はどうも日本の農業というものは大きく変貌するんだ、こう思うのであります。

その点は大臣も御異存はないだろうと思うのであります。いかがですか。

○水田国務大臣 申しわけないのですが、新全総の勉強を十分しておりませんので……。○阿部(助)委員 実はこれを見ますと、穀物生産農家は大体八十町歩から百二十町歩の経営規模、これが適正農家なんです。農業基本法のときには、一・五ヘクタールあたりが自立農家ということとで定めたわけですね。もちろんこの自立農家の基準は、年々逐次規模拡大するだろう、こういうのが、あの制度のときの小倉さんの話でありました。ところが、今度の新全総等で、八十ヘクタールから百二十ヘクタールの面積が適正規模だなどというところになりましたら、少なくともいまの農家で百ヘクタールのたんばを所有してやるなんというところは、ちょっと考えられない。おそらく農業は全体に再編成、まあ極端に申し上げますならば、これは全部首を切つて、そして資本家経営の農業になつて、そこに何がしかの現在の農民が農業労働者として働く以外に道がない。新全総の目標のとおりいきますと、こういうことを想像する以外にはないですね。そうしてここに出てくるのは、おそらく農民と零細商工業者をさすのだから、おもうのであります。たいへん多数の不道徳労働が出てくると思ひます。使ひ道のない労働力がここにたくさん出てくる。しかもこれは教育をするにはあまりにも金がかかり過ぎるとなる。人間のスクラップができる。端的に言えばそういうことだといふふうに私はこれを読んだのであります。それと、もういふいまの情勢、米価の三年続きの据置きであるとか、あるいは作付減反であるとか、あるいは今度のみなし課税であるとかという、いろいろ個々ばらばらに見えなければならない、そのねらつていく最終目標は、はっきりと新全総の線に沿つてこの農業政策が行なわれているのじゃないかという感じが私はするわけでありまして、まず前提として、これが間違つておつたら、御指摘を願いたいということなんです。

その新全総を勉強してございまして、批評能力がないので……。○阿部(助)委員 どうもこれが皆さんのいままでの高度成長の基本方針であつたのじゃないかと私は思ふのであります。そこで昨年も私質問し、昨日も質問し、そして先ほど広瀬委員からも質問されたわけでありまして、青色と白色の場合、昨年はこの青色に対して五割あるいはまた十割というところで準備金の制度をおつくりになった。ところが、その理由は大体三つあるわけですが、その二つは、取りくずすときにこれに課税するんだから、準備金だからということが一点と、老後の保障がないので、この老後の保障というところであります。そしてこれを税金の控除に十割減した。もちろん税金をまけるのは私、賛成なんです。だけれども、これを控除にされたわけですね。昨年の細見さんはこれが手一ぱいのまけ方なんだみたいな話をしておつたが、ことしはもう一歩進めて、これをすばりと控除にされた。それはけっこうなんですか。そうすればするほど白色との差がついてくるわけですね。

時間がたつてから私しゃべりますけれども、そうしますと、まず第一の問題は、農業というものは記帳が非常にむずかしいというところを国税庁長官おっしゃっているわけですね、認められていたわけですね。それは現年度生産だ、こういうことばを使つておるわけでありまして、一年、一年で、まあ米どころであれば一年間でたつた一べんの収穫なんです、そういう中であるだけに記帳が非常にむずかしいのだ、こうおっしゃるわけですね。私もいまの農村の実態を見まして、これは農民だけの責任ではなしに、やはり日本の歴史的な村の構成、部落の構成、そして歴史的な環境の中で、記帳というものがやはり非常にむずかしいのだと思ふのです。だから、その環境を変えつつ青色を奨励をされる。同時にこの環境が逐次変わってきたときに、なおさら青色の奨励というものが進んでいくだろうけれども、いまのような状態の中ですくなく青色にしると、こうおっしゃつても、困難な条件

というものが一ぱいある。それは、皆さんのほうでも、大蔵当局でもお認めになっておるわけですね。そういたしますと、ここにそれだけ今度のあれで差をつけるならば、やはりこの白色に対して、しかもいまの農業の置かれておる現状は——皆さんが農業を明らかにいまつづすんだということならばこれはやむを得ないけれども、私はその点を聞きたかつたわけです。しかし、新全総で、大きな目標としては、戦略目標としてはそうなんだ、私はこう思うのでありますけれども、しかし急激にやるわけにはいかぬじゃないか。現実にはまた生活をしておるもの、これをそう一挙にやるわけにはいかぬでしょう。そうすればそこに段階的に——青色をすすめるにしても、いま直ちにできない者に無理にせいたってできない。そうしておいて、できないからといってこれだけ大きな差をつけることには、私は納得ができないのであります。幾ら皆さんのほうで御説明しても納得のいくような説明ができないのだから私は思うのであります。私にはどうも合点がいかない。

そういう点で、青色を控除を十万円されるということはけっこうであります。同時に、これは白色ももっと本腰を入れてやるべきだ。青色は奨励をしておるから何がしかの差をつけないければいかぬというが、このほかにもいろいろ何がしかの差がついておるわけですよ。だから、何がしかの差がついておるんだけれども、これだけ大幅にだんだん差をよけいつけていくことには、いまの現状、農村の置かれておる、農業の置かれておる現状からして、できないものに無理をしてできないからといってけ落としていくというやり方は、あまりにも残酷ではないかということでは質問をしたわけでありましたが、きのう幾ら質問してもさっぱりうまいことがなかった。きょうは広瀬氏が党の大理事が質問すると、やはり大臣は検討するということで、これはやはり大蔵委員会は大臣に来てもらわないと、おれはもうこれからは大臣が来ないときには質問を保留せねばいかぬと

いう、こういう感じがするわけでありまして、大臣からひとつ御答弁願います。

○水田国務大臣 それは先ほど申しましたように、政策的な意図と現実の実情との調和をどうするかということについては、もう少し考えさせていたいただきたいとさっき申しましたので、これは考えさせていただきます。

○阿部(助)委員 まあ時間ということですし、私、飛び入りのようなあれですからやめますけれども、この問題は早急にひとつお考えをお願いする。せっかく大臣前向きで検討するということがありますので、まあ大臣いつまで大蔵大臣をやるかわからぬけれども、部内によくそれを言いつけておいていただくことを確認しておきまして、私質問を終わります。

○齋藤委員長 次回は、来たる十二日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和四十七年五月十八日印刷

昭和四十七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局